

大分県公共施設等総合管理指針

令和 7 年度～令和 16 年度

令和 7 年 3 月

大分県

目 次

1. 指針の趣旨及びこれまでの取組	
(1) 背景と目的	1
(2) 本指針の位置付け	1
(3) これまでの取組	3
① 県有建築物の施設総量の推移	3
② 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の推移	3
2. 公共施設等の現況及び将来の見通し	
(1) 公共施設等の現況	6
① 県有建築物	6
② 公共インフラ施設	8
③ 公営企業施設	11
(2) 人口の今後の見通し	12
① 総人口の推移	12
② 年齢3区分別人口の推移	12
(3) 財政状況	14
① 財政健全化指標	14
② 基金・県債の状況	14
(4) 維持管理・更新等に係る経費の見込み	16
① 公共施設等の経費の見込み	16
② 県有建築物の経費の見込み	18
3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
(1) 計画期間	20
(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	20
① 全庁的な取組体制	20
② 情報管理・共有方策	21
(3) 現状や課題に関する基本認識	21
① 公共施設等の老朽化への対応	22
② 人口減少等社会情勢の変化への対応	22
③ 今後の財政状況への対応	22
(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	22
① 長寿命化の実施方針	23
② 点検・診断等の実施方針	24
③ 維持管理・更新等の実施方針	24
④ 安全確保の実施方針	25
⑤ 耐震化の実施方針	25
⑥ 統合や廃止の推進方針	25
⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針	25
⑧ 脱炭素化の推進方針	26
⑨ DXの推進方針	26
⑩ 地域材利用の推進方針	26
⑪ 民間活力導入の推進方針	26
⑫ 市町村との連携の推進方針	26
⑬ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	26
⑭ 公共施設等の管理に関する目標	27
(5) PDCAサイクルの推進方針	28

4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

（１）現状や課題に関する基本認識・公共施設等の管理に関する基本的な考え方	29
① 県有建築物（庁舎等）	30
② 県有建築物（学校施設等）	32
③ 県有建築物（警察署等）	34
④ 県営住宅	36
⑤ 道路施設	39
⑥ 河川施設	44
⑦ 砂防施設	49
⑧ 港湾施設	51
⑨ 公園施設	55
⑩ 飛行場施設	57
⑪ 農業用施設	59
⑫ 治山施設	65
⑬ 林道施設	67
⑭ 漁港施設	69
⑮ 交通安全施設	72
⑯ 企業局施設	75
⑰ 病院局施設	78
用語解説	80

1. 指針の趣旨及びこれまでの取組

(1) 背景と目的

本県では、庁舎をはじめ学校施設、警察署などの県有建築物のほか、道路施設、港湾施設などの公共インフラ施設を多数保有している。

これらの公共施設等の多くは、高度経済成長期やバブル経済崩壊後の国の経済対策に呼応し集中的に整備されており、今後、令和 22（2040）年頃にかけて、急速に老朽化が進み、更新や維持管理に必要な費用が大幅に増加するおそれがあり、本県の財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

一方で、今後の人口減少や少子高齢化の進行に伴い、公共施設等の利用需要の変化が予想されることから、施設の在り方も検討する必要がある。

また、公共施設等の管理に当たっては、脱炭素化やD X等の新たな課題への対応も必要となるなど、多様な施策や主体との連携が求められている。

本県では、平成 27（2015）年 7 月に策定した「大分県公共施設等総合管理指針」（以下、本指針という。）に基づき、施設総量の縮小や予防保全型維持管理による長寿命化などを進めてきたところであり、引き続きこうした取組を推進するとともに、公共施設等を取り巻く状況の変化にも対応した施設保有の在り方や施設の機能発揮の方針を示すため、本指針を改定するものである。

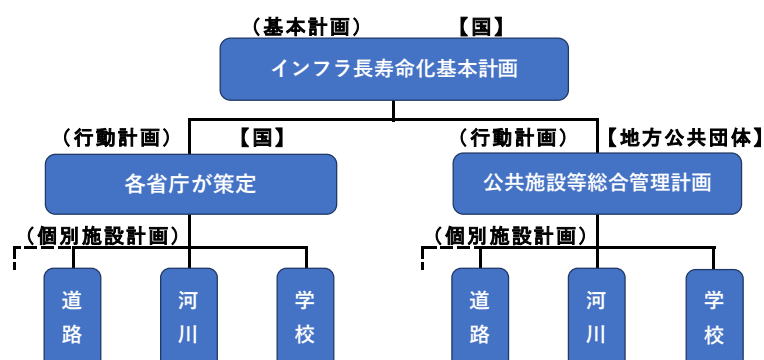
(2) 本指針の位置付け

本指針は、大分県長期総合計画、大分県行財政改革推進計画及びその他の県計画と整合を図るものとし、県が保有する公共施設等の管理について、令和 7（2025）年度から令和 16（2034）年度までの 10 年間を見通して、基本的な考え方を示すものである。

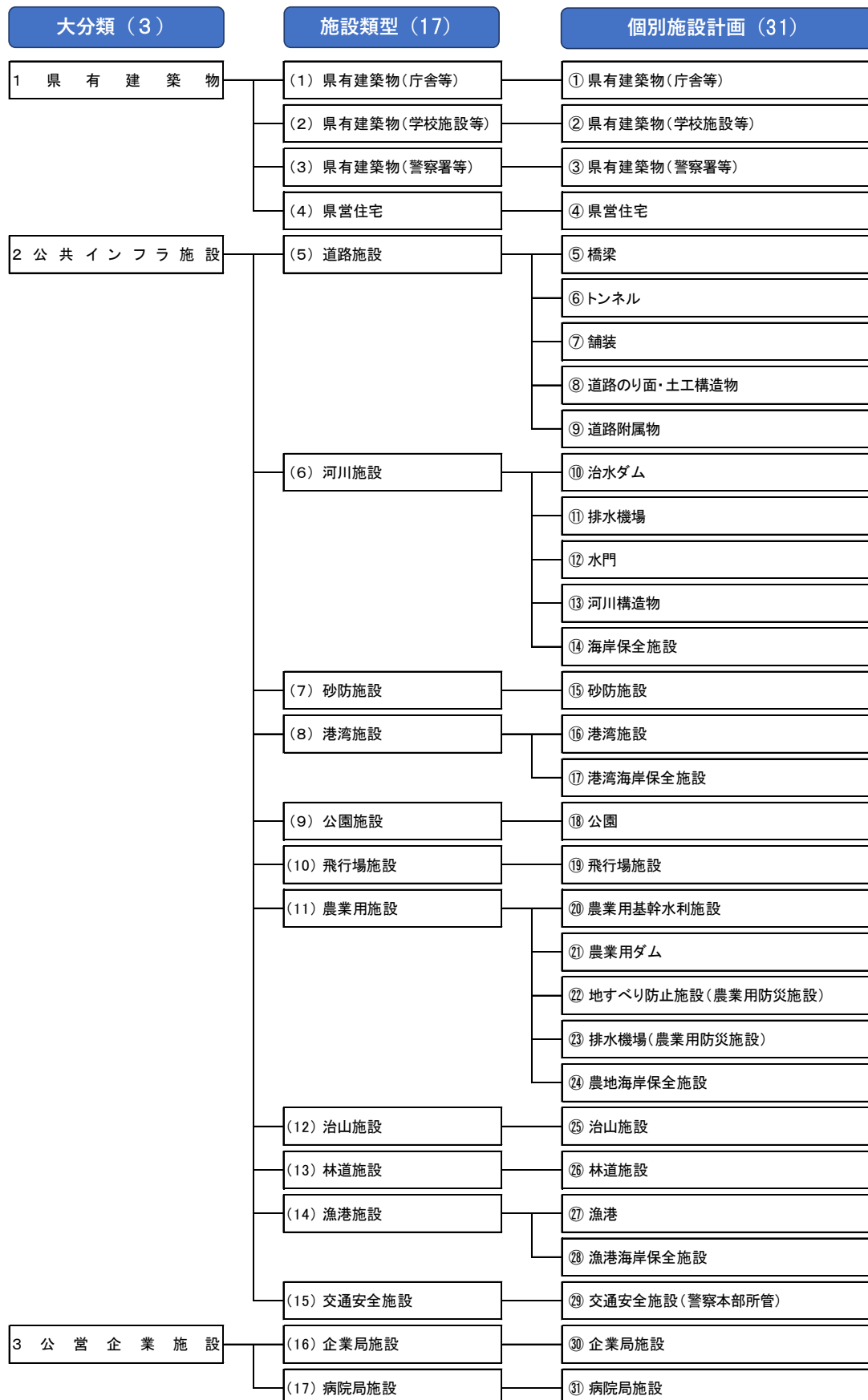
また、本指針は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」を踏まえ策定するものであり、本県の行動計画に位置づけるものである【図 1】。

なお、本指針をもとに、個別施設ごとの取組方針と具体的な実施内容、時期を示した個別施設計画を策定しており、その体系は次のとおりとする【図 2】。

【図 1】インフラ長寿命化計画の体系



【図2】大分県公共施設等総合管理指針の体系



（３）これまでの取組

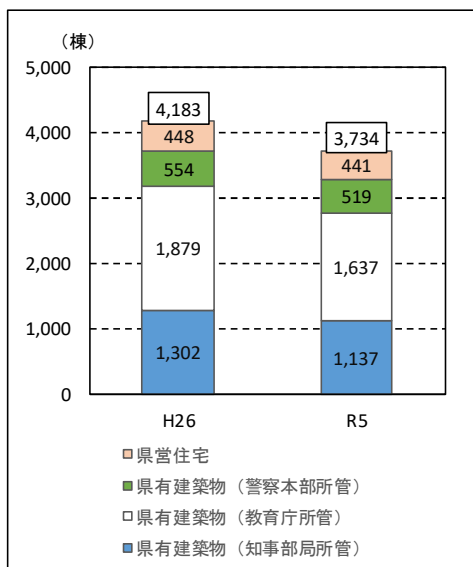
平成 27（2015）年 7 月の本指針策定以降、人口減少などの社会情勢の変化等を勘案した施設総量の縮小や予防保全型維持管理による長寿命化など、本指針に基づく取組を進めてきた。

① 県有建築物の施設総量の推移

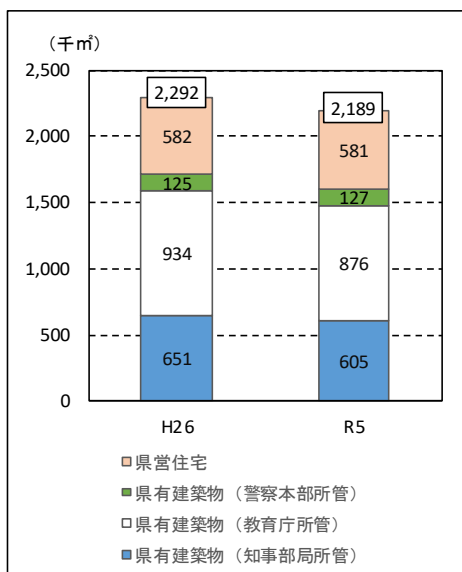
県有建築物の棟数は、本指針策定前の平成 26（2014）年度末には 4,183 棟保有していたが、施設の利用状況等を総合的に勘案し、必要性が低下している施設については用途廃止を行い、民間への売却等を進めた結果、令和 5（2023）年度末では 3,734 棟となり、平成 26 年度末と比較すると 449 棟（率にして約 10.7%）減少した【図 3】。

また、延床面積についても、平成 26 年度末の約 229 万 2 千㎡から令和 5 年度末には約 218 万 9 千㎡となり、約 10 万 3 千㎡（率にして約 4.5%）減少した【図 4】。

【図 3】 県有建築物の棟数の推移



【図 4】 県有建築物の延床面積の推移



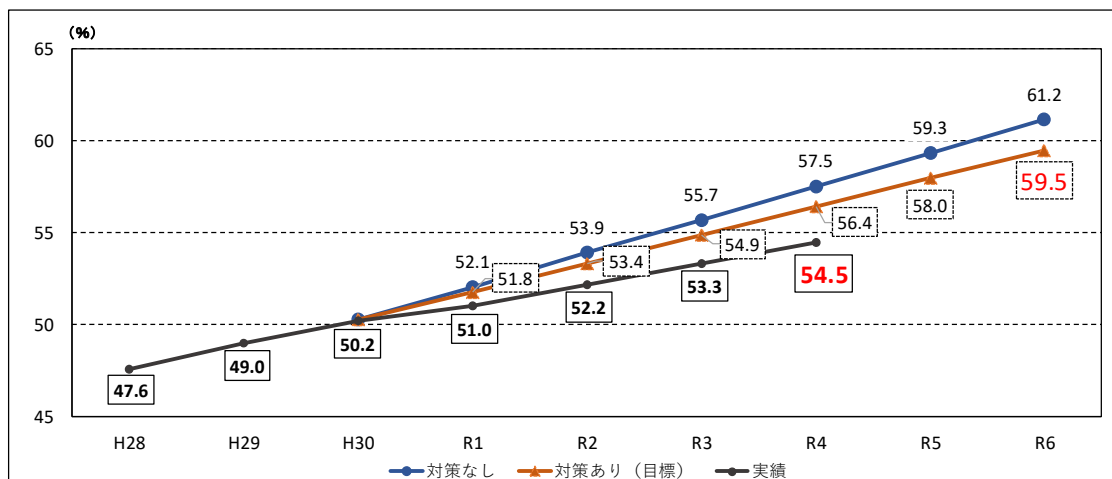
② 有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）の推移

公共施設等（公営企業施設除く）の有形固定資産減価償却率については、総務省から示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、平成 28（2016）年度から算出している。改定前の本指針では、令和 6（2024）年度の有形固定資産減価償却率を 59.5%以下とすることを目標として定めていた。

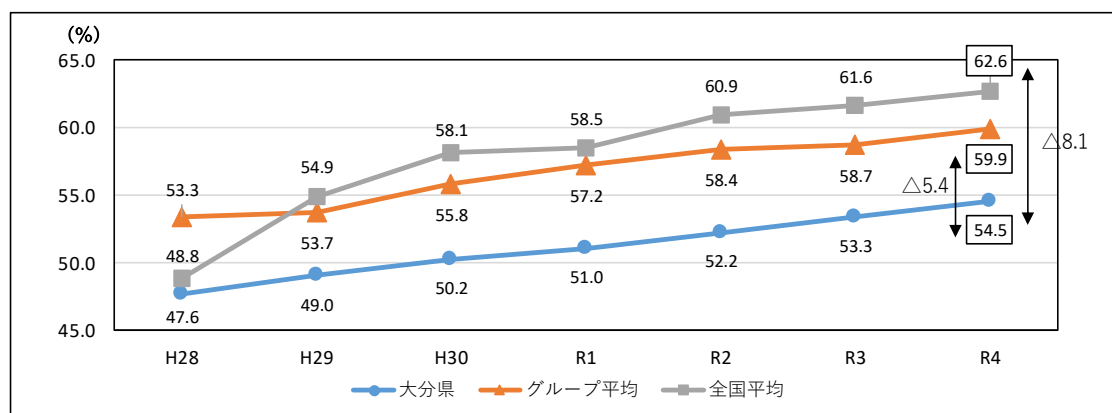
計画的な保全を行う予防保全型維持管理など本指針に基づく取組を進めた結果、本県の有形固定資産減価償却率は令和 4（2022）年度には 54.5%となっており、設定した目標を下回って推移している。また、全国平均（62.6%）を 8.

1ポイント、道府県の財政力指数によって分類されたグループ平均（59.9%）を5.4ポイント下回っており、低い水準が維持されている【図5、図6】。
（グループとは財政力指数の高低により5つに分類したもので、本県は0.300以上0.400未満のDグループに属している。）

【図5】有形固定資産減価償却率の目標値及び実績の推移

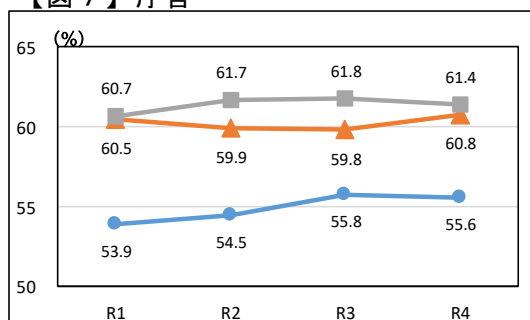


【図6】有形固定資産減価償却率の全国平均及びグループ平均との比較

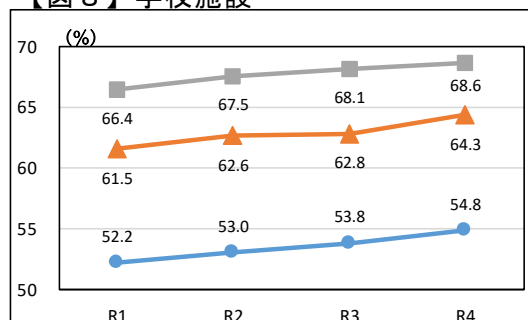


また、総務省が公表している「財政状況資料集」による施設類型ごとの有形固定資産減価償却率は以下のとおりとなっている【図7～図12】。

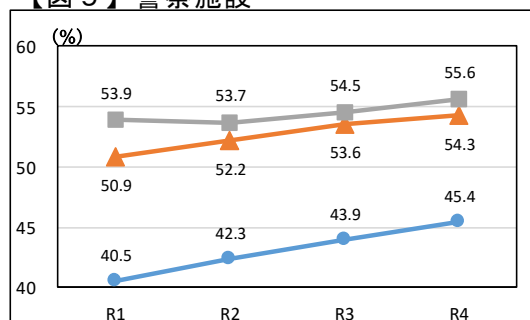
【図7】庁舎



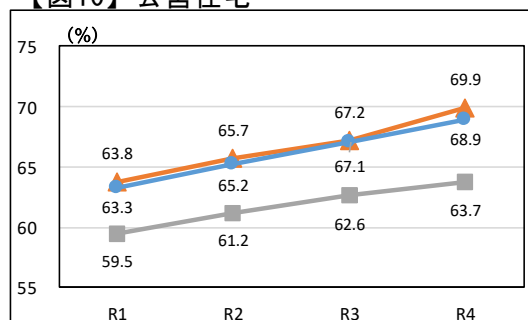
【図8】学校施設



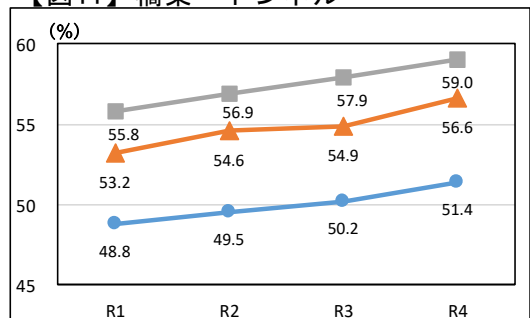
【図9】警察施設



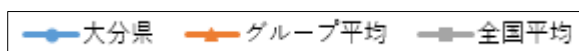
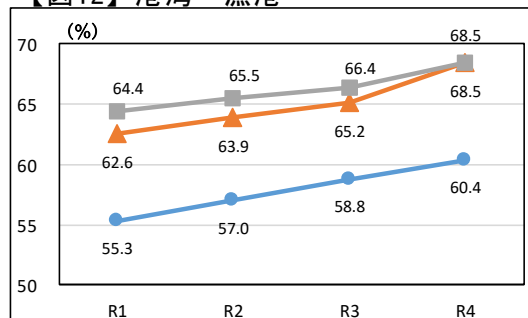
【図10】公営住宅



【図11】橋梁・トンネル



【図12】港湾・漁港



※注：有形固定資産減価償却率は、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することが可能となる指標。しかし、施設の状態を踏まえていないことや長寿命化の取組の成果を精緻に反映したものではないことから、償却率の高低が直ちに公共施設等の建替の必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものでないことに留意が必要。

算定式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

2. 公共施設等の現況及び将来の見通し

(1) 公共施設等の現況

① 県有建築物

本県が保有する県有建築物は、令和5（2023）年度末現在で、3,734 棟、延床面積は約 218 万 9 千㎡であり、主な内訳は学校施設が約 35%、県営住宅が約 27%、庁舎等が約 6 %、スポーツ・レクリエーション施設が約 5 %となっている【表 1】。

これらの多くの施設は、高度経済成長期及びそれ以降の昭和 50 年代を中心に整備されてきたほか、県民の文化やスポーツへの関心の高まりなど時代の要請に応え整備されてきた。

建築年別では、築 30 年以上を経過するものが全体の約 69%を占めており、10 年後には約 89%を占める見込みである【図 13】。

【表 1】県有建築物の保有状況（令和5（2023）年度末現在）

施設類型	用途種別	棟数	延床面積	
			数量(㎡)	割合(%)
県有建築物(庁舎等)	庁舎等	127	140,034.08	6.40%
	福祉・保健・衛生施設	107	43,508.58	1.99%
	産業系施設	405	97,154.02	4.44%
	教育施設	159	64,630.76	2.95%
	芸術・文化施設	6	87,161.59	3.98%
	スポーツ・レクリエーション施設	164	116,595.53	5.33%
	職員住宅	80	41,505.99	1.90%
	その他の施設	89	14,798.01	0.67%
	計	1,137	605,388.56	27.66%
県有建築物(学校施設等)	学校施設	1,473	769,441.18	35.15%
	社会教育系施設	71	54,701.93	2.50%
	文化・体育施設	20	31,901.18	1.46%
	教職員住宅	73	19,806.04	0.90%
	計	1,637	875,850.33	40.01%
県有建築物(警察署等)	本部施設	20	23,514.05	1.07%
	警察署	64	51,682.50	2.36%
	交番	50	6,526.19	0.30%
	駐在所	209	10,374.79	0.47%
	公舎	55	2,541.08	0.11%
	職員住宅	117	31,878.14	1.46%
	その他の施設	4	81.59	0.01%
	計	519	126,598.34	5.78%
県営住宅	県営住宅等	441	581,292.09	26.55%
合計		3,734	2,189,129.32	100.00%

大分県が保有する主な県有建築物



庁舎等(県庁舎本館)



芸術・文化施設(県立美術館)

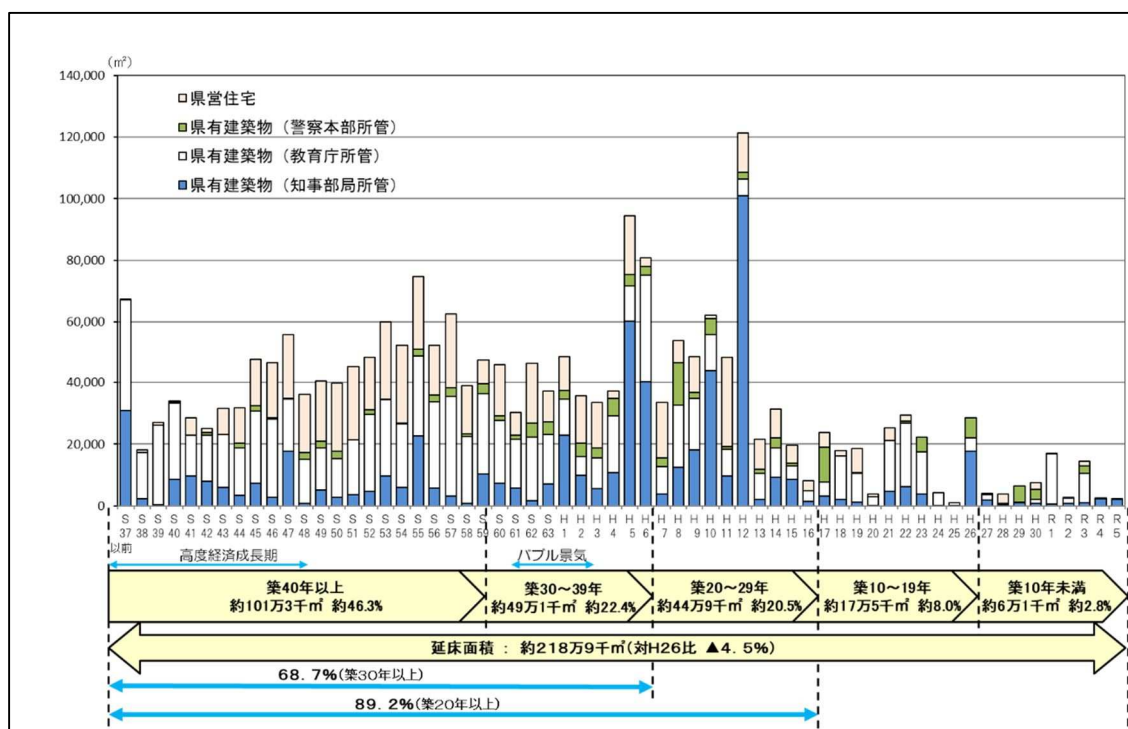


学校施設(さくらの杜高等支援学校)



県営城南住宅

【図 13】 県有建築物の建築年別延床面積の状況（令和 5（2023）年度末現在）



② 公共インフラ施設

公共インフラ施設は、県民生活や経済活動を支える施設であり、本県では、橋梁やトンネルなどの道路施設のほか、砂防施設、農業用施設など多様な施設を保有している【表 2】。

これらの施設は、高度経済成長期以降に集中して整備されているものが多く、建設から長い期間が経過しており、例えば、橋梁では令和 5（2023）年度末現在で、架設後 50 年を経過するものが全体の約 44%を占めており、10 年後には半数以上の約 59%を占める見込みである【図 14】。

また、トンネルにおいても、建設後 50 年を経過するものは全体の約 34%となっているが、10 年後には約 53%を占める見込みである【図 15】。

【表 2】公共インフラ施設の保有状況（令和 5（2023）年度末現在）

施設類型	施設分類	数量	単位
(5) 道路施設	橋梁	2,534	橋
	トンネル	261	本
	舗装	3,141	km
	道路のり面・土工構造物	8,877	施設
	道路附属物	9,770	施設
(6) 河川施設	治水ダム	8	基
	排水機場	2	基
	水門	1	基
	河川構造物	998	基
	海岸保全施設	64.7	km
(7) 砂防施設	砂防設備	1,304	施設
	地すべり防止施設	403	施設
	急傾斜地崩壊防止施設	6,060	施設
(8) 港湾施設	港湾施設	1,648	施設
	港湾海岸保全施設	90.7	km
(9) 公園施設	公園施設	6,611	施設
(10) 飛行場施設	滑走路	20,000	m ²
	誘導路	540	m ²
	エプロン	8,091	m ²
(11) 農業用施設	農業用基幹水利施設	670.6	km
	農業用ダム	25	基
	地すべり防止施設	9	施設
	排水機場	6	基
	農地海岸保全施設	7	施設
(12) 治山施設	溪間工	7,659	施設
	山腹工	799	施設
	海岸工	99	施設
(13) 林道施設	林道橋	4	橋
(14) 漁港施設	漁港	682	施設
	漁港海岸保全施設	127	施設
(15) 交通安全施設	交通信号制御機	2,205	台
	信号柱	8,128	本
	交通情報板	19	基
	交通管制システム(中央線変移装置)	1	個

大分県が保有する主な公共インフラ施設



橋梁(石山天空橋)



トンネル(ひびきトンネル)



治水ダム(玉来ダム)



砂防施設(朝日川砂防堰堤)



飛行場施設(県央飛行場)



農業用基幹水利施設[明正(第一幹線)]

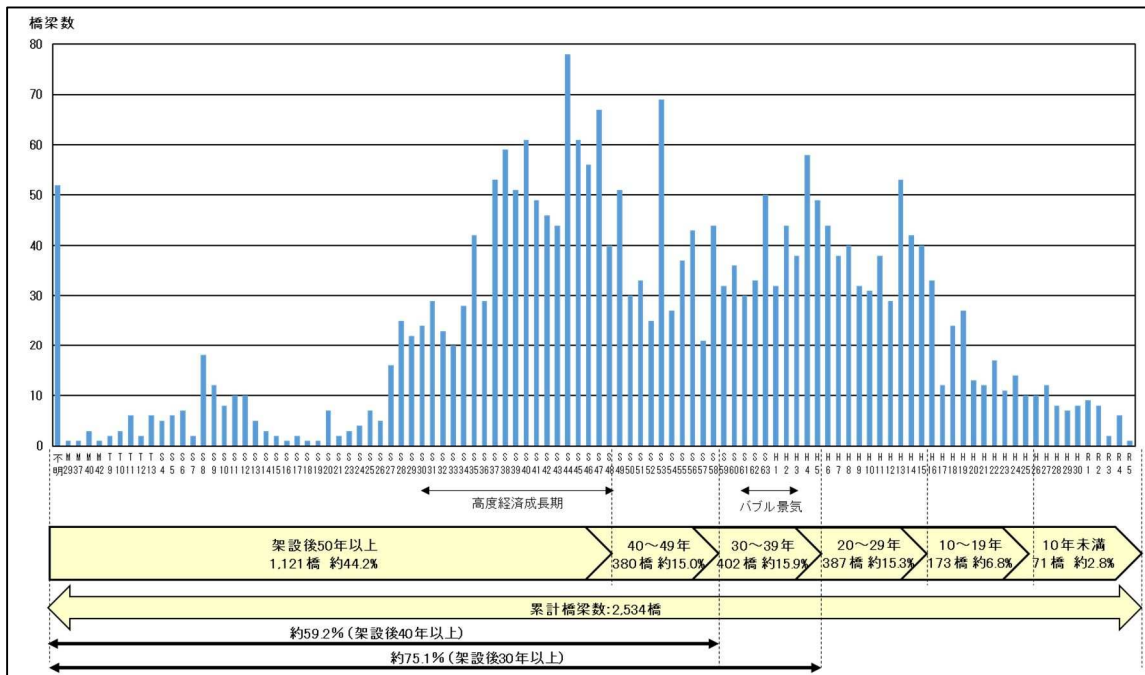


治山施設(小浦地区)

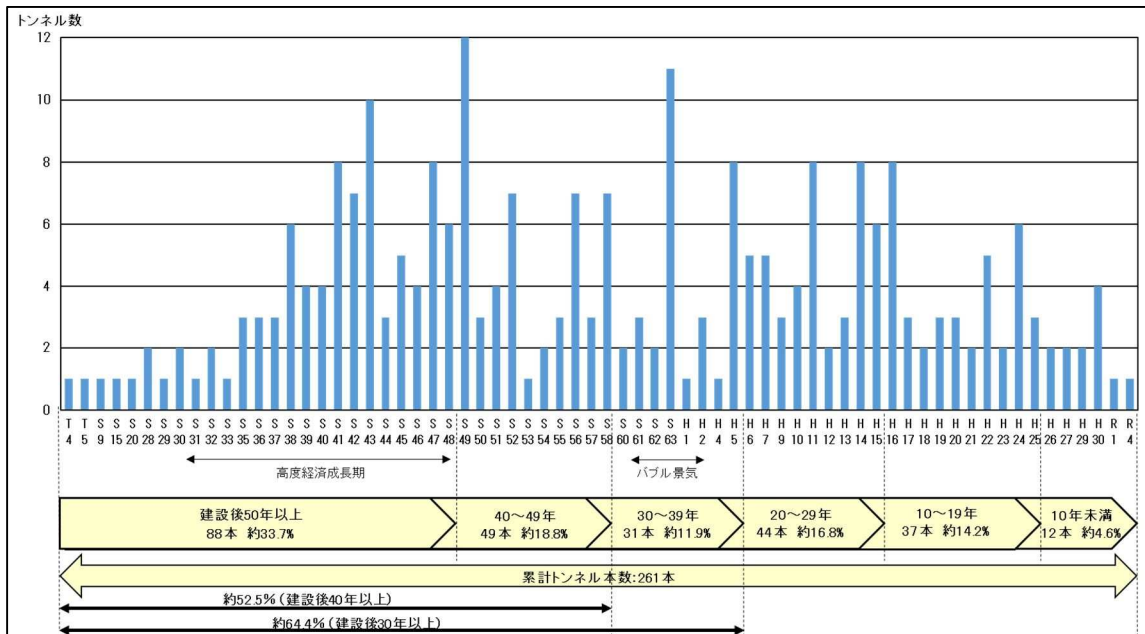


漁港(小祝漁港)

【図 14】道路施設（橋梁）の架設年別保有状況（令和 5（2023）年度末現在）



【図 15】道路施設（トンネル）の建設年別保有状況（令和 5（2023）年度末現在）



③ 公営企業施設

ア) 企業局施設

企業局は電気事業や工業用水道事業を通じて地域経済の発展に寄与しており、本県の企業局施設は水力発電所やダム、太陽光発電所などの電気事業関係施設や浄水場、導水路などの工業用水道事業関係施設がある【表3】。

イ) 病院局施設

病院局は県民の健康保持に必要な医療を提供しており、本県の病院局施設は病院本館などがある【表3】。

【表3】公営企業施設の保有状況（令和5（2023）年度末現在）

施設類型	施設分類		数量	単位
(16) 企業局施設	電気事業	水力発電所	12	箇所
		ダム	2	
		太陽光発電所	1	
	工業用水道事業	浄水場	2	m
		導水路	7,601	
		送水路	24,553	
		配水路	51,962	
(17) 病院局施設	病院本館		42,582	㎡
	精神医療センター		2,993	
	三養院		845	
	エネルギー棟		2,097	
	浸水対策設備棟		1,351	
	職員宿舎		4,086	
	附属施設		396	
	保育園		367	

大分県が保有する主な公営企業施設



水力発電所（北川発電所）



ダム（芹川ダム）



浄水場（大津留浄水場）



病院（病院本館）

（２）人口の今後の見通し（「大分県人口ビジョン」より）

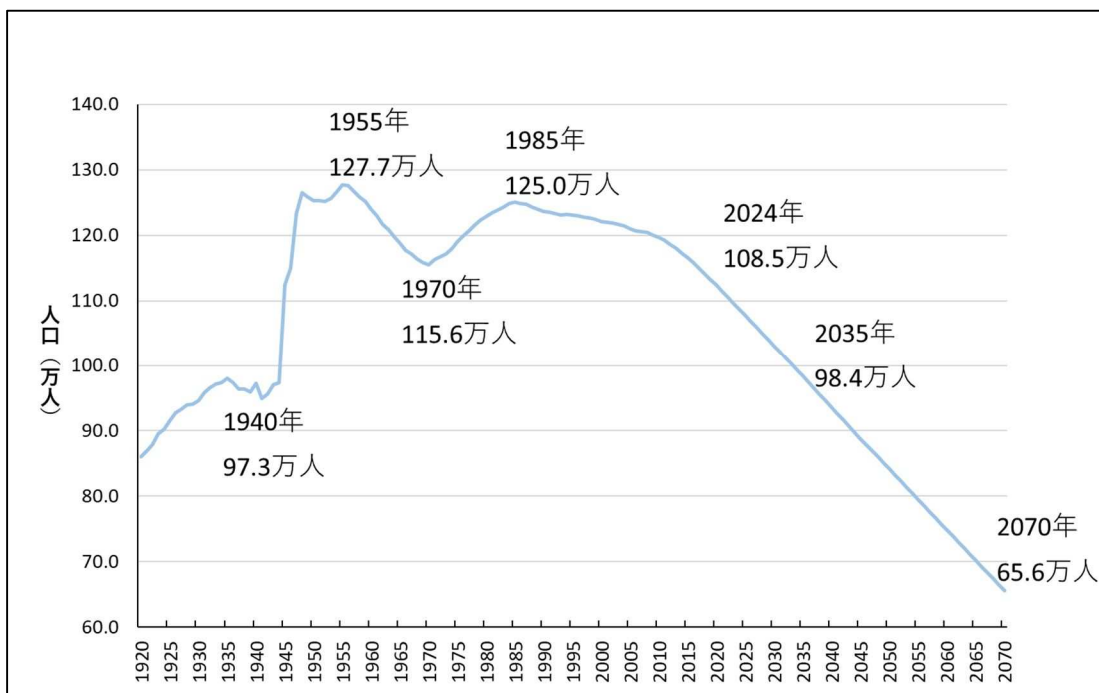
① 総人口の推移

本県の人口は、昭和 30（1955）年に約 128 万人のピークに達した後、高度経済成長期には、大都市圏への労働力流出によって減少した。昭和 45（1970）年からは、大分地区の新産業都市指定による企業誘致の進展等を背景として昭和 60（1985）年までは上昇に転じたものの、その後は緩やかな減少が続いており、令和 6（2024）年現在で約 109 万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、今後人口減少は更に加速し、令和 17（2035）年には約 98 万人にまで減少し 100 万人を下回るとされている。

さらに、この社人研の推計をもとに本県独自で令和 52（2070）年までの人口を推計すると、66 万人程度になると見込まれる【図 16】。

【図 16】 総人口の推移



資料：「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等（令和 6 年 6 月版）」

内閣府地方創生推進室より提供

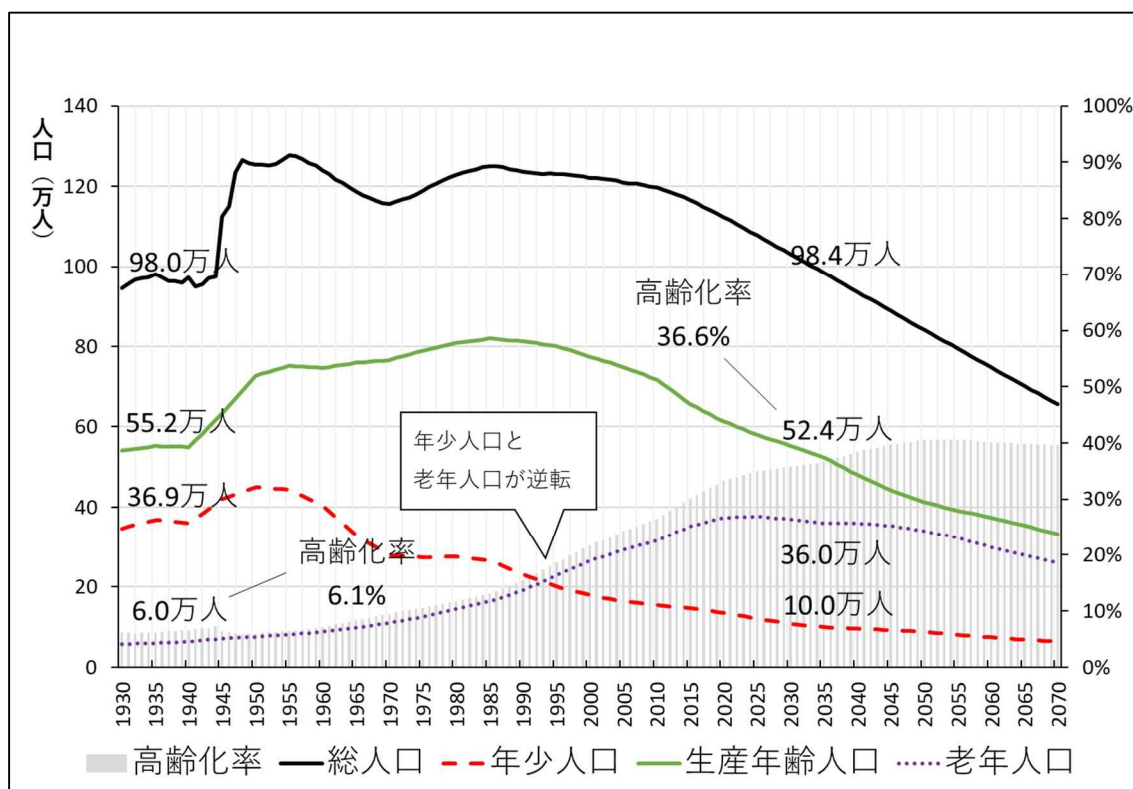
② 年齢 3 区分別人口の推移

社人研の推計では、令和 17（2035）年の本県の人口は約 98 万人まで減少するとされている。これは昭和 10（1935）年の人口約 98 万人とほぼ同程度だが、年齢区分別人口で比較すると、年少人口（15 歳未満）が昭和 10 年の約 37 万人に対し、令和 17 年は約 10 万人と大きく減少する一方で、老年人口（65 歳以上）は昭和 10 年の約 6 万人から、令和 17 年は約 36 万人と大幅に増加して

いる。このため高齢化率（人口全体に対する老年人口の割合）も、昭和 10 年が約 6.1%であったのに対し、令和 17 年は約 36.6%と、大きく増加する見込みとなっている。

さらに総人口と同様に本県独自で推計すると、令和 52（2070）年の年少人口は約 6 万人、老年人口は約 26 万人、高齢化率は 39.6%になると見込まれる【図 17】。

【図 17】 年齢 3 区分別人口の推移



資料：「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ等（令和 6 年 6 月版）」

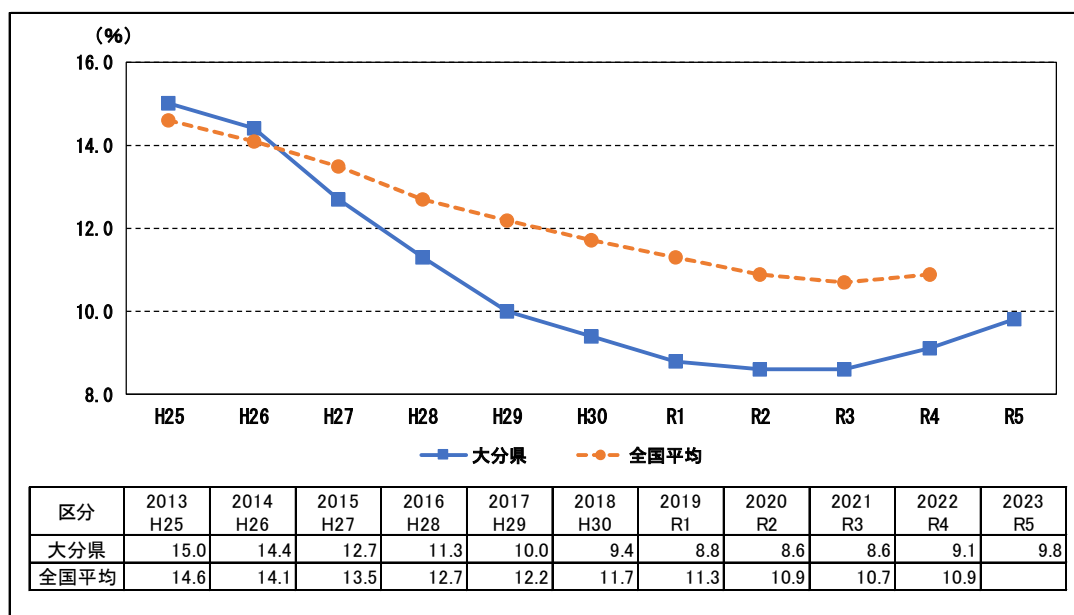
内閣府地方創生推進室より提供

(3) 財政状況（「大分県普通会計決算」より）

① 財政健全化指標

本県では、平成 15（2003）年度に「大分県行財政改革プラン」を策定し、その後も聖域なき行財政改革に取り組んできた結果、実質公債費比率【図 18】や将来負担比率【図 19】などの財政健全化指標の数値は、国の定める基準を下回って推移するとともに、全国平均以下の水準を維持している。

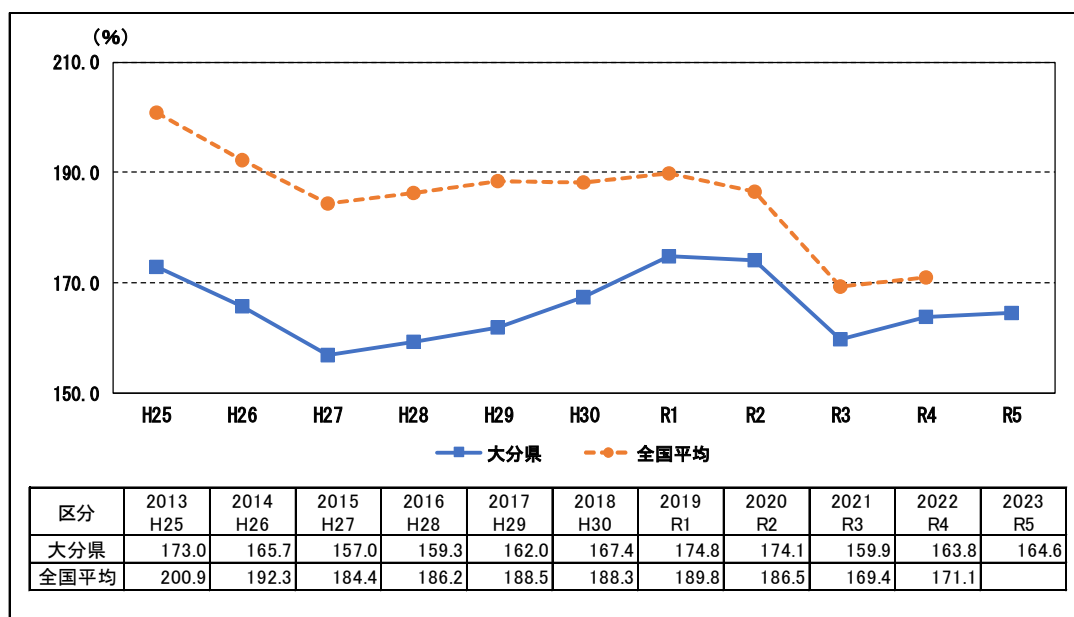
【図 18】実質公債費比率の推移



国の定める基準 [早期健全化基準：25%

財政再生基準：35%]

【図 19】将来負担比率の推移



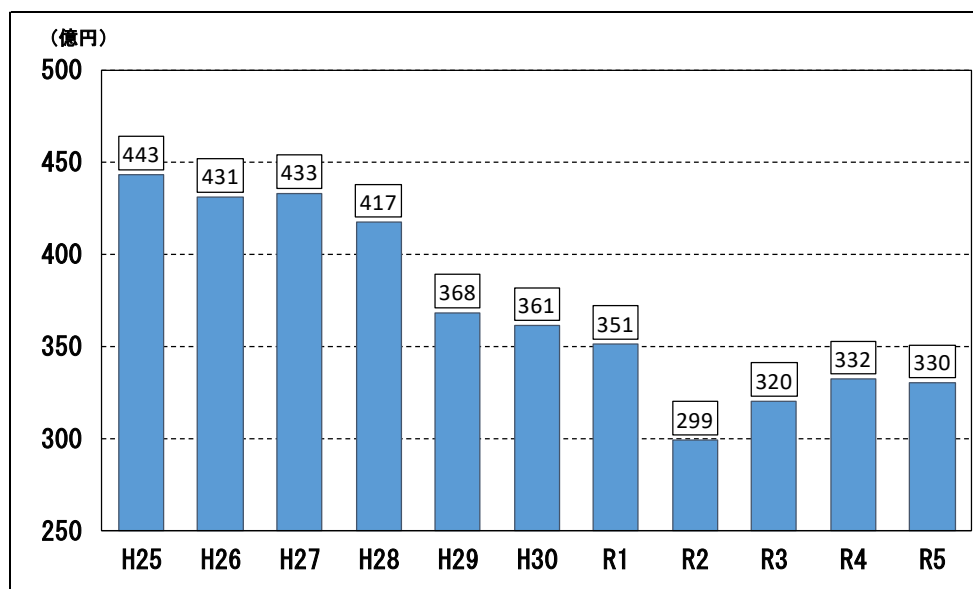
国の定める基準 [早期健全化基準：400%

財政再生基準：なし]

② 基金・県債の状況

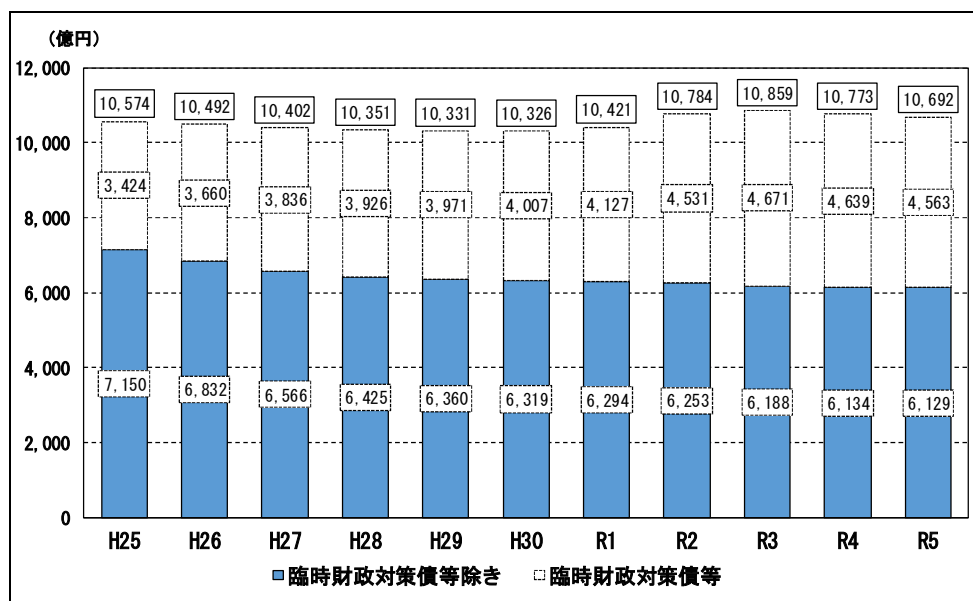
県の貯金である財政調整用基金残高については、安定した財政運営を維持するために必要となる標準財政規模の10%を確保しており、引き続き不断の行財政改革の取組を徹底することで、標準財政規模の10%に相当する330億円の財政調整用基金を確保する【図20】。

【図20】 財政調整用基金残高の推移



県の借金である県債残高は、臨時財政対策債等を除いた「実質的な県債残高」の減少が続いており、今後も実質的な県債残高について、適正管理の目安となる標準財政規模の2倍程度に当たる6,500億円以下の水準を維持する【図21】。

【図21】 県債残高（一般会計）の推移



（４）維持管理・更新等に係る経費の見込み

今後、公共施設等の維持管理・更新等におおむねどれくらいの経費が必要となるか、建設年度や耐用年数などを基準として機械的に試算する。

なお、試算に当たっては、個々の施設の老朽化度合いや今後の物価変動などを見込んでおらず、実際の使用状況や損耗状況、仕様等により実際の経費とは異なる可能性がある。

① 公共施設等の経費の見込み

令和 5（2023）年度末現在の公共施設等を全て保有し続け、長寿命化対策（予防保全型維持管理：維持管理・修繕、改修、更新等）を行った場合と耐用年数経過時に単純更新（事後保全型維持管理）を行った場合について、令和 7（2025）年度から 10 年間で 30 年間の経費見込みをそれぞれ試算するとともに、長寿命化対策等の効果額を算出する。

ア）今後 10 年間の経費の見込み

長寿命化対策を行った場合の総額（ア）は約 3,262 億円（年平均約 326 億円）であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額（イ）は約 4,684 億円（年平均約 468 億円）となり、長寿命化対策を行った場合の効果額（ウ）は、総額で約 1,422 億円、年間約 142 億円が見込まれる。

一方、現在要している予算額（エ）は普通会計と公営事業会計の合計で年間約 321 億円であり、仮に今後もこの予算額を維持できたとしても年間約 5 億円不足するが、普通会計（建築物とインフラ施設の合計）では長寿命化対策を行った場合の年間約 284 億円に対し、予算額は年間約 260 億円で年間約 24 億円の不足が見込まれる【表 4】。

【表 4】維持管理・更新等に係る経費の見込み（10 年間）

（単位：百万円）

区 分		維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化対策合計④ ①+②+③	財源見込み	耐用年数経過時に単純更新した場合 ⑤	長寿命化対策の効果額 ④-⑤	現在要している予算額 （過去 3 年平均）
普通会計	建築物（a）	8,055	80,341	6,783	95,179	※欄外記載	176,268	▲ 81,089	10,308
	インフラ施設（b）	104,297	40,987	43,643	188,927		260,649	▲ 71,722	15,723
	計（a+b）	112,352	121,328	50,426	284,106		436,917	▲ 152,811	26,031
公営事業会計	建築物（c）	500	300	4,270	5,070		0	5,070	631
	インフラ施設（d）	8,185	28,886	0	37,071		31,515	5,556	5,424
	計（c+d）	8,685	29,186	4,270	42,141		31,515	10,626	6,055
建築物計（a+c）		8,555	80,641	11,053	100,249		176,268	▲ 76,019	10,939
インフラ施設計（b+d）		112,482	69,873	43,643	225,998		292,164	▲ 66,166	21,147
合計（a+b+c+d）		121,037	150,514	54,696	326,247 （ア）		468,432 （イ）	▲ 142,185 （ウ）	32,086 （エ）
（年平均）		12,104	15,051	5,470	32,625		46,843	▲ 14,219	—

※財源については、国の補助事業や交付税措置のある地方債を積極的に活用するとともに、必要に応じて大分県県有施設整備等基金などの活用を検討する。

イ）今後 30 年間の経費の見込み

長寿命化対策を行った場合の総額（ア）は約 9,599 億円（年平均約 320 億円）であり、一方、耐用年数経過時に単純更新を行った場合の総額（イ）は

約 1 兆 4, 152 億円（年平均約 472 億円）となり、長寿命化対策を行った場合の効果額（ウ）は、総額で 4, 553 億円、年間約 152 億円が見込まれる。

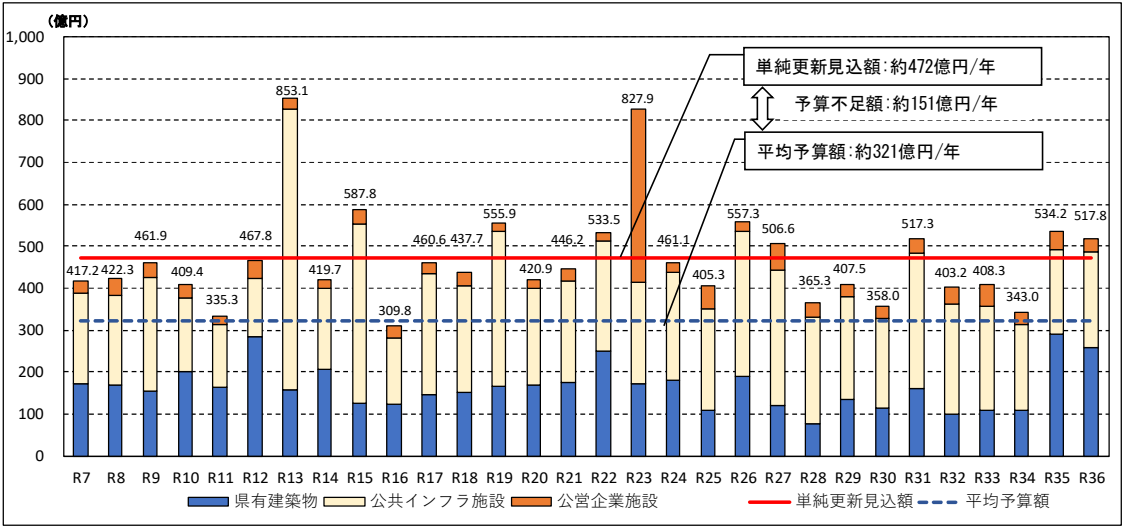
現在要している予算額（エ）は普通会計と公営事業会計の合計で年間約 321 億円であり、長寿命化対策を行った場合の年平均額とほぼ同額であるが、普通会計（建築物とインフラ施設の合計）では長寿命化対策を行った場合の年間約 284 億円に対し、予算額は年間約 260 億円で年間約 24 億円の不足が見込まれることから、引き続き総量の縮小や管理水準の見直し、新技術の導入などによる経費の削減が必要となる【表 5、図 22、図 23】。

【表 5】維持管理・更新等に係る経費の見込み（30 年間）

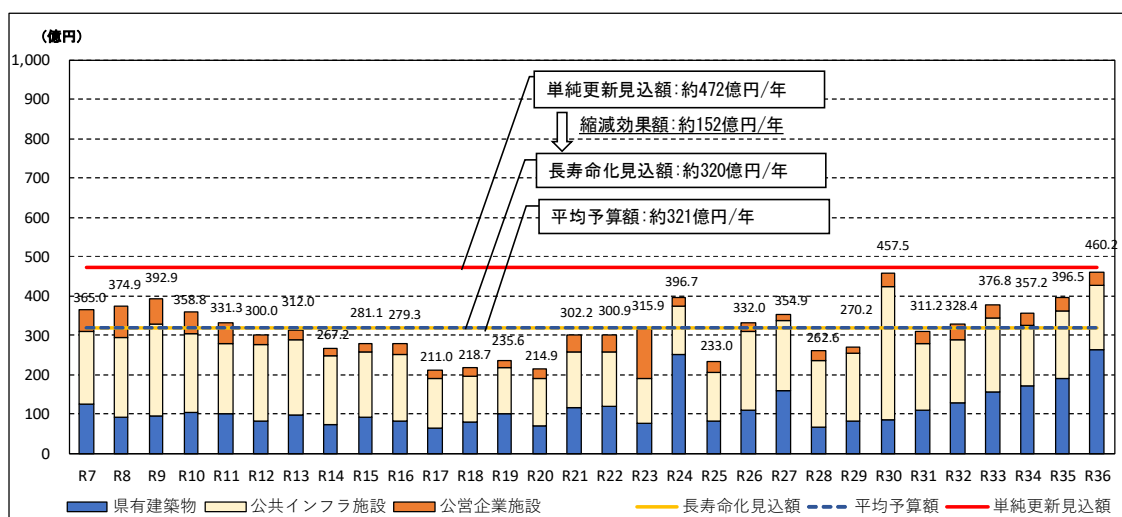
(単位：百万円)

区 分		維持管理・修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	長寿命化 対策合計④ (①+②+③)	耐用年数経過 時に単純更新 した場合 ⑤	長寿命化対策 の効果額 (④-⑤)	現在要して いる予算額 (過去 3 年平均)
普通会計	建築物 (a)	24,166	201,166	119,145	344,477	495,377	▲ 150,900	10,308
	インフラ施設 (b)	266,834	62,199	178,726	507,759	783,564	▲ 275,805	15,723
	計 (a+b)	291,000	263,365	297,871	852,236	1,278,941	▲ 426,705	26,031
公営事業会計	建築物 (c)	1,500	900	15,158	17,558	36,935	▲ 19,377	631
	インフラ施設 (d)	22,581	67,529	0	90,110	99,326	▲ 9,216	5,424
	計 (c+d)	24,081	68,429	15,158	107,668	136,261	▲ 28,593	6,055
建築物計 (a+c)		25,666	202,066	134,303	362,035	532,312	▲ 170,277	10,939
インフラ施設計 (b+d)		289,415	129,728	178,726	597,869	882,890	▲ 285,021	21,147
合計 (a+b+c+d)		315,081	331,794	313,029	959,904 (ア)	1,415,202 (イ)	▲ 455,298 (ウ)	32,086 (エ)
(年平均)		10,503	11,060	10,434	31,997	47,173	▲ 15,177	—

【図 22】公共施設等の経費の見込み（単純更新：事後保全型維持管理）



【図 23】 公共施設等の経費の見込み（長寿命化対策：予防保全型維持管理）



② 県有建築物の経費の見込み

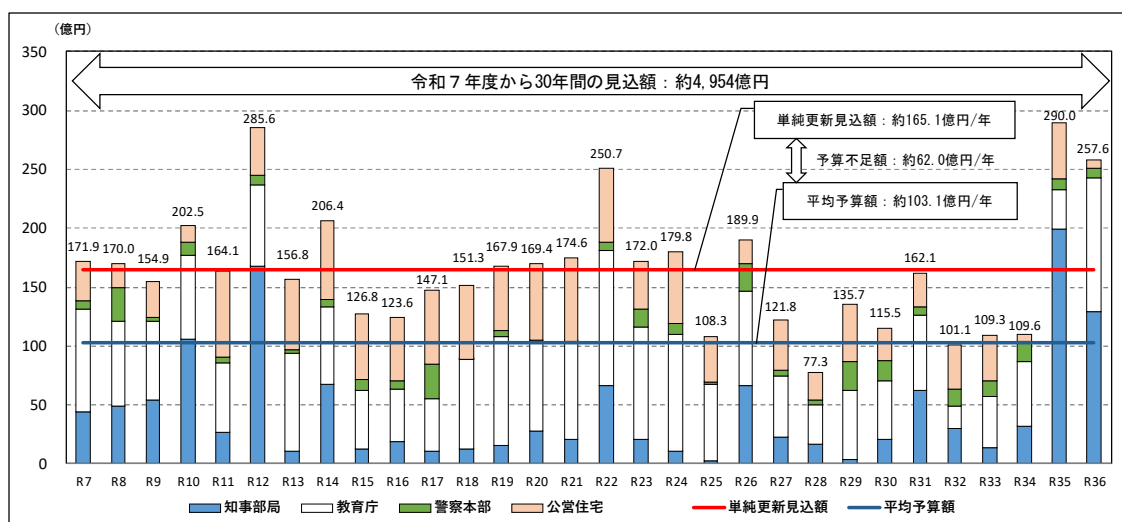
公共施設等のうち、県有建築物について単純更新を行った場合と長寿命化対策を行った場合について、以下の条件のもと試算する。

ア) 単純更新（事後保全型維持管理）

令和 5（2023）年度末現在の県有建築物を全て保有し続け、大規模改修の時期を 30 年目、更新時期を 60 年目とし、令和 7（2025）年度から 30 年間の経費を試算すると、総額で約 4,954 億円（年平均約 165.1 億円）が必要となる。

一方、これまでの県有建築物に係る改修・更新経費の予算額は、過去 3 年間の平均で約 103.1 億円であり、仮にこの予算額を今後も維持できると仮定しても、年間約 62 億円が不足する【図 24】。

【図 24】 県有建築物の経費見込み（単純更新：事後保全型維持管理）



イ) 長寿命化対策（予防保全型維持管理）

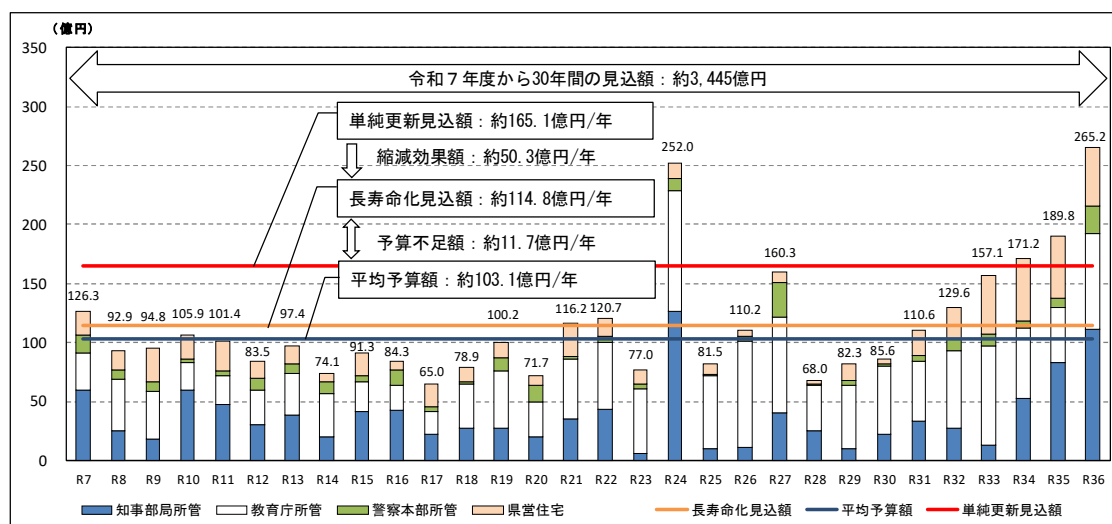
「3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、長寿命化する施設を県民利用施設などに重点化した上で、令和5（2023）年度末現在の施設を全て保有し続け、長寿命化対策（予防保全型維持管理：改修：20年目、40年目、60年目、更新時期：80年目）を実施した場合の経費は、令和7（2025）年度から30年間の総額で約3,445億円（年平均約114.8億円）と見込まれる【図25】。

単純更新した場合と比較して、総額で約1,509億円、年間約50.3億円の経費が縮減できる見込みである。

一方、過去3年間の平均予算額（約103.1億円）と比較すると、年間約11.7億円不足すると見込まれることから、総量の縮小や管理水準の見直しを図るとともに、国の補助事業の活用や交付税措置のある有利な地方債を活用するなど財源の確保に努める。また、必要に応じて大分県県有施設整備等基金、大分県立文化・スポーツ施設等整備基金なども有効に活用する。

なお、予防保全型維持管理の導入により施設の使用期間が延伸されるため、施設の長期的なトータルコストは縮減されることになる。

【図25】 県有建築物の経費の見込み（長寿命化対策：予防保全型維持管理）



3. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

基本的な方針では、本指針の体系の大分類ごとに共通する内容について記載するものとし、詳細な内容は、「4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」において施設類型ごとに記載する。なお、公営企業施設については、県有建築物及び公共インフラ施設の基本的な方針を参考に、各公営企業が策定する個別施設計画の中で、計画的な施設管理を実施する。

(1) 計画期間

本指針は、県が保有する公共施設等の管理について、令和7（2025）年度から令和16（2034）年度までの10年間を見通して、基本的な方針を示すものである。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

① 全庁的な取組体制

基本的な方針に基づく取組を全庁的な認識のもと推進するため、「県有財産利活用等検討委員会」において本指針の進捗管理を行う【図26】。

また、本指針及び個別施設計画に基づき公共施設等の長寿命化を計画的・戦略的に推進するため、総務部県有財産経営室において、全庁横断的に進捗管理等を行う【図27】。

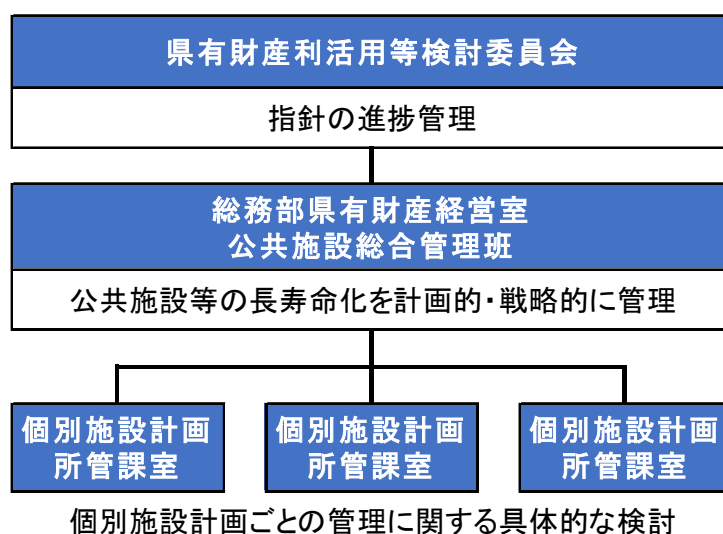
【図26】 県有財産利活用等検討委員会

設置目的：県有財産の有効な利活用
所掌事項：未利用地等の有効活用及び売却処分
職員宿舎及び職員住宅の有効活用
大分県公共施設等総合管理指針の進捗管理
その他県有財産の有効活用を図るための全庁的な調整

<組織>

委員長	総務部審議監	
副委員長	総務部	県有財産経営室長
委員	総務部	行政企画課長
委員	企画振興部	政策企画課長
委員	福祉保健部	福祉保健企画課長
委員	生活環境部	生活環境企画課長
委員	商工観光労働部	商工観光労働企画課長
委員	農林水産部	農林水産企画課長
委員	土木建築部	土木建築企画課長
委員	会計管理局	会計課長
委員	教育庁	教育財務課長
委員	警察本部	警務部会計課長
委員	企業局	総務課長
委員	病院局	総務経営課長

【図 27】 全庁的な取組体制



② 情報管理・共有方策

(県有建築物)

- ・本指針及び個別施設計画に基づき公共施設等の保全管理を総合的かつ計画的に行うため、施設の保全管理に関するマネジメントを一元的に推進する体制を構築する。
- ・知事部局所管県有建築物(庁舎等)の個別施設計画の進捗管理については、総務部県有財産経営室が行うこととし、教育庁所管県有建築物(学校施設等)、警察本部所管県有建築物(警察署等)及び県営住宅については、それぞれ教育庁教育財務課、警察本部会計課、土木建築部公営住宅室において、各個別施設計画に基づく取組の進捗管理を行う。
- ・上記の個別施設計画所管課室は、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

(公共インフラ施設)

- ・各施設の所管課室は、点検・診断結果や補修工事の時期、工事内容などの施設情報を収集・蓄積するなど管理の一元化に取り組み、次回の点検や補修等へ活用する。
- ・各個別施設計画に基づく取組の進捗管理は、各個別施設計画所管課室において実施する。
- ・このほか、国や市町村など他の施設管理者との情報共有及び課題解決のための連携を図り、効率的な長寿命化対策を進める。

(3) 現状や課題に関する基本認識

「2. 公共施設等の現況及び将来の見通し」を踏まえ、本県の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるに当たり、以下のような課題に対応する必

要がある。

① 公共施設等の老朽化への対応

本県の公共施設等の多くは、高度経済成長期やバブル経済崩壊後の国の経済対策に呼応し集中的に整備されている。今後、令和 22（2040）年頃にかけて急速に老朽化が進み、更新や維持管理に必要な費用が大幅に増加するおそれがある。

このため、今後の公共施設等の改修・更新時期を見通し、中長期的な視点による計画的な管理について、基本的な考え方を定め取り組んでいく必要がある。

② 人口減少等社会情勢の変化への対応

これまで、公共施設等のうち県有建築物については、人口増加や県民ニーズの拡大に合わせ整備されてきたが、今後は人口減少や人口構造の変化に伴い利用需要等も変化していくことが予想されることから、これらを踏まえた施設の在り方（用途の変更等）について検討する必要がある。

一方、公共インフラ施設については、人口減少社会にあっても、県民生活や経済活動の基盤であることから、本来の機能を確実に発揮しながら、インフラストックの適正化を図ることが重要である。

また、社会情勢の変化に適切に対応し、効率的な管理を行うためには、多様な施策や主体との連携も必要である。

③ 今後の財政状況への対応

人口減少や少子高齢化などにより、税収の減少や社会保障関係費等の増大が見込まれるなど、今後も引き続き厳しい財政運営が予想されることから、いかに計画的、効率的に対応していくかが重要である。

このため、引き続き使用する施設については、計画的な予防保全型維持管理による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る必要がある。

また、新たな公共施設等の整備に当たっては、まず既存施設（国・市町村施設等を含む）の有効活用を検討することとし、新たに整備を行う場合は、必要な機能や面積などを精査し、過大な施設とならないように留意するとともに、PPP／PFI など民間活力の導入を検討する必要がある。

（４）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の管理に当たっては、県有建築物及び公共インフラ施設において、それぞれ以下の３つを取組の方向性として定める。

取組の方向性（県有建築物）

1 施設の長寿命化の推進 計画的な予防保全による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。
2 施設総量の縮小 社会情勢の変化や施設の利用状況などを踏まえ、用途廃止や集約化を行い、施設総量を縮小する。
3 多様な施策・主体との連携 社会情勢の変化に適切に対応し、効率的な管理を行うため、多様な施策や主体との連携を進める。

取組の方向性（公共インフラ施設）

1 予防保全による長寿命化の推進 点検・診断等により、適時・適切に健全性を把握した上で優先順位を定め、計画的な維持・補修を行う予防保全型維持管理による長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。
2 インフラストックの適正化 社会情勢の変化や県民ニーズなどを総合的に勘案した上で必要性や費用対効果等を十分に検証し、施設を新設・更新、集約・再編する。
3 多様な施策・主体との連携 社会情勢の変化に適切に対応し、効率的な管理を行うため、多様な施策や主体との連携を進める。

取組の方向性に基づき、具体的には以下の①から⑬の取組を進める。

① 長寿命化の実施方針

（県有建築物）

- ・施設の更新時には一時期に多額の経費が必要となることから、適切な維持管理により長寿命化を推進し、財政負担の軽減、平準化を図る。
- ・このため、施設の点検を着実に実施するとともに、使用頻度の高い中核的施設については、施設の損傷が顕在化する前に計画的な保全を行う予防保全型維持管理に取り組む。
- ・用途や使用頻度などから、予防保全型維持管理による長寿命化が適さない施設については、不具合や損傷などに対応した事後保全型維持管理を実施する。

（公共インフラ施設）

- ・点検・診断等の結果を基に、各施設の重要度や緊急性を踏まえ、損傷が軽微な段階で補修を行う予防保全型維持管理に取り組み、施設の長寿命

化を図る。

- ・機能の低下や故障などを予見することが難しく、予防保全型維持管理に適さない施設については、社会的な影響を考慮した上で、不具合や損傷などに対応した事後保全型維持管理を実施する。

② 点検・診断等の実施方針

（県有建築物）

- ・点検・診断等により、建築物や設備機器の正常な状態を確認するとともに、不具合箇所等を早期に把握し、適切な措置を執ることが可能となり、早期劣化や老朽化の防止につなげる。
- ・建築物や設備機器を良好な状態で維持管理することで、長寿命化を図りつつ、施設利用者の安全確保、安定した県民サービスを確保する。

（公共インフラ施設）

- ・公共インフラ施設は、経済や暮らしを支えるとともに防災面においても県民生活に必要不可欠な施設であることから、安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが重要である。
- ・このため、公共インフラ施設ごとの特性を踏まえた点検・診断等を適時・適切に実施し、施設の劣化・損傷の度合いやその原因を把握する。

③ 維持管理・更新等の実施方針

（県有建築物）

- ・保有する施設を予防保全型維持管理施設と事後保全型維持管理施設に分類し、その分類ごとに設定した保全の実施基準に基づき、必要な機能や性能を維持する機能回復などの工事を適宜実施する。
- ・工事を実施する前に、当該施設の必要性や経済性などを検証した上で、工事を実施することの適否を判断する。
- ・工事の実施が適当と判断した場合は、まず建築物の骨組みの状況を確認し現地調査を行った上で工事の範囲や内容を決定する。
- ・新設・更新については、真に必要な施設のみ行うこととし、PPP／PFIなど民間活力の導入を検討する。

（公共インフラ施設）

- ・点検・診断等の結果に基づき、劣化・損傷の度合いのランク付けを行い、補修・補強対策の優先順位を定める。
- ・対策の優先順位付けに基づき、健全度が低下する前の適切な時期に予防保全工事を実施し、施設の長寿命化を図る。
- ・新設・更新時には、維持管理が容易な構造の採用や維持管理費の低減につながる新技術の導入等を検討する。

④ 安全確保の実施方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・巡視や点検等において、施設に損傷、異常等が発見された場合は、必要に応じて施設への立入制限及び現場の応急的な措置を講じるとともに、速やかに修繕・改修を検討する。

⑤ 耐震化の実施方針

(県有建築物)

- ・耐震化については、県民利用施設や県立学校施設などの躯体部分は完了しており、今後は災害時の拠点施設としての機能維持の観点も含め、必要に応じた対策を検討する。

(公共インフラ施設)

- ・南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えるため、各施設の特性や緊急度、重要度を考慮した上で、施設の耐震化を実施する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

(県有建築物)

- ・人口減少などの社会情勢の変化や施設の利用状況等を総合的に勘案した上で必要性が低下している場合は、用途廃止や集約化を行い、令和 16（2034）年度には令和 5（2023）年度末の棟数（3,734 棟）を下回るよう施設総量を縮小する。
- ・用途廃止や集約化により不用となった施設については、用途変更の可能性を検討する。
- ・その上で利活用が見込まれない施設については、市町村による利活用や民間への売却・貸付を進める。

(公共インフラ施設)

- ・社会情勢の変化や県民ニーズなどを総合的に勘案し、費用対効果や周辺環境へ与える影響などを精査した上で、施設の必要性を判断し、集約・再編等の工夫に取り組み、インフラストックの適正化を図る。
- ・農道や林道などは工事完成後、市町村等へ引き渡すとともに、県道等の整備に伴い生じた旧道敷等の処理を速やかに進める。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・「大分県福祉のまちづくり条例」（平成 7 年大分県条例第 7 号）や国の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるよう、ユニバーサルデザイン化を推進する。

⑧ 脱炭素化の推進方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、県有建築物の新築・改修時におけるZEB化等の省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する。

⑨ DXの推進方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・人手不足が深刻化する中、増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、ドローン等による効率的な点検など、新技術等の活用を推進する。

⑩ 地域材利用の推進方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、県有建築物の木造化や内装等の木質化、公共土木工事における土木用資材等での地域材の利用を推進する。

⑪ 民間活力導入の推進方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・新設・更新の際にはPPP／PFI手法の導入を検討するほか、施設の維持管理においては包括的民間委託やESCO事業等を検討するなど、民間活力の導入を推進する。

⑫ 市町村との連携の推進方針

(県有建築物・公共インフラ施設)

- ・各市町村においてもそれぞれが策定した公共施設等総合管理計画に基づく取組を推進する必要があることから、複数市町村による業務の広域化・共同化の促進や地域一括発注による業務の効率化、市町村と合同の点検・研修の実施などによる技術力向上を支援する。
- ・国や市町村の公共施設等に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効活用を検討する。

⑬ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

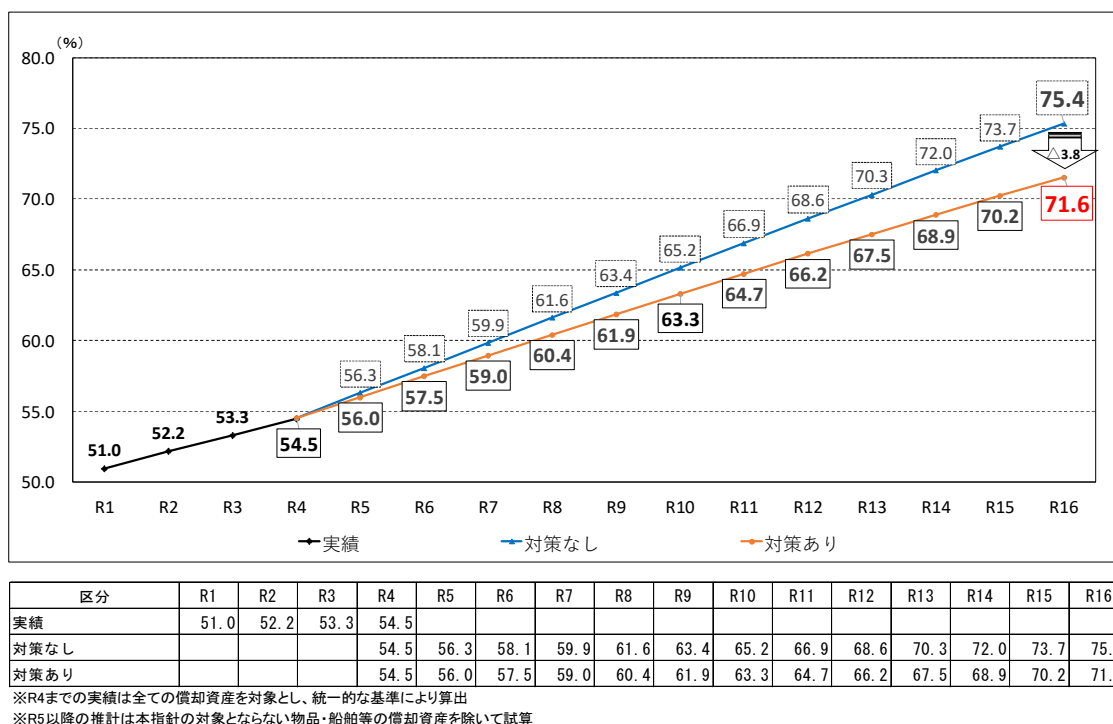
- ・本指針に基づく取組を推進するため、職場研修の充実や業務マニュアルの作成・更新、高度な専門知識修得に向けた派遣研修などを実施することにより、計画的な人材育成を図る。

⑭ 公共施設等の管理に関する目標

公共施設等の管理に関する目標の設定に当たっては、公共施設マネジメントの基礎データとして活用が有効とされる地方公会計（固定資産台帳から得られる有形固定資産減価償却率）の情報を活用し、目標を設定する。

なお、令和 6 年 9 月に策定した大分県行財政改革推進計画 2024 で設定した目標指標と整合を図ることとし、計画期間である令和 16（2034）年度までの有形固定資産減価償却率を見込む【図 26】。

【図 28】有形固定資産減価償却率の推移



本県の公共施設等の有形固定資産減価償却率は、令和 4（2022）年度には 54.5%となっており、このまま令和 4 年度末現在の公共施設等を保有し、何も対策を取らなかった場合、令和 16（2034）年度には 75.4%になることが見込まれる。

今後、有形固定資産減価償却率の上昇を抑制するため、「3.（4）公共施設等の管理に関する基本的な考え方」に従い、適切な取組や対策をすることにより、有形固定資産減価償却率を 3.8 ポイント程度改善することが見込まれることから、計画期間最終年である令和 16 年度の有形固定資産減価償却率を 71.6%以下とすることを目標として定める。

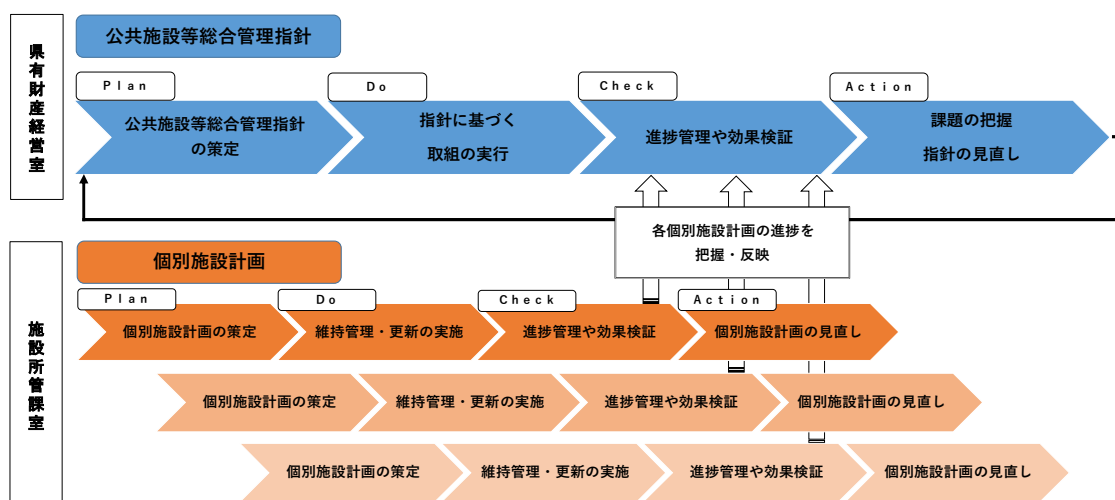
（5）PDCAサイクルの推進方針

具体的な取組を通じ、施設の点検・劣化度調査、施設管理者による日常点検

等を適切に実施し、必要な対策を行うとともに、修繕実施計画に基づき実施した予防保全型維持管理による結果等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検・診断に活用するというPDCAサイクルの構築を推進していく。

なお、進捗管理や効果の検証に当たっては、各個別施設計画の進捗状況等を把握し、これらを踏まえた本指針の改訂をおおむね5年ごとに行う【図29】。

【図29】PDCAサイクルの推進と本指針の見直し



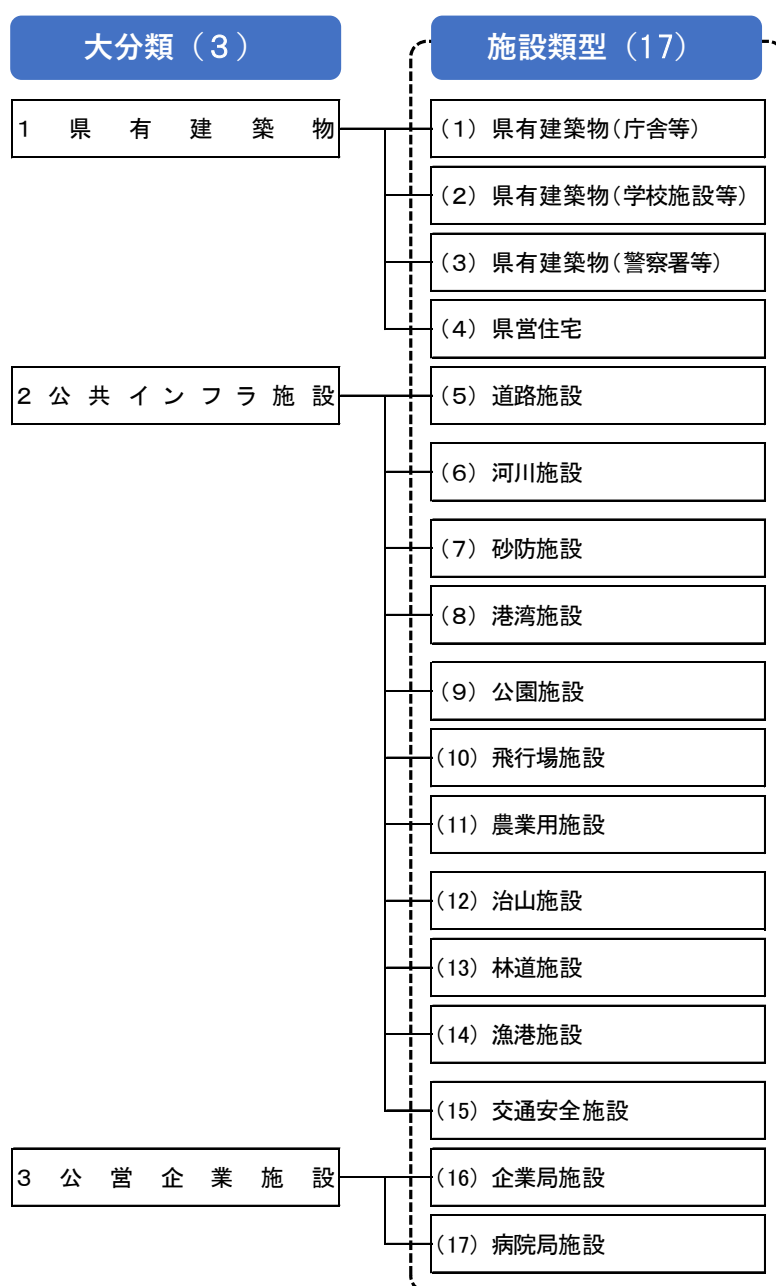
4. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 現状や課題に関する基本認識・公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の施設類型については多岐にわたっており、それぞれの類型に応じた特性により、管理の考え方や手法は異なることから、「3.(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方」を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定める【図 30】。

なお、この施設類型ごとの管理に関する基本的な方針は、施設類型の行動計画として位置づけるものである。

【図 30】大分県公共施設等総合管理指針の体系（抜粋）



施設類型： 県有建築物（庁舎等）

（１）現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県庁舎本館などの庁舎等、保健所などの福祉・保健・衛生施設、産業科学技術センターなどの産業系施設、高等技術専門校などの教育施設、県立美術館などの芸術・文化施設、大分スポーツ公園総合競技場などのスポーツ・レクリエーション施設など多種多様な建築物が建設されており、令和５（2023）年度末現在において、1,137棟、約60万5,400㎡となっている【表１】。

【表１】県有建築物（庁舎等）の保有状況

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(千㎡)	
				構成比
庁舎等	県庁舎本館など	127	140.0	23.1%
福祉・保健・衛生施設	中部保健所など	107	43.5	7.2%
産業系施設	産業科学技術センターなど	405	97.2	16.0%
教育施設	大分高等技術専門校など	159	64.6	10.7%
芸術・文化施設	県立美術館など	6	87.2	14.4%
スポーツ・レクリエーション施設	大分スポーツ公園総合競技場など	164	116.6	19.3%
職員住宅	国東単身者住宅など	80	41.5	6.9%
その他の施設	防災航空隊待機所など	89	14.8	2.4%
計		1,137	605.4	100.0%



庁舎等（県庁舎本館）



芸術・文化施設（県立美術館）

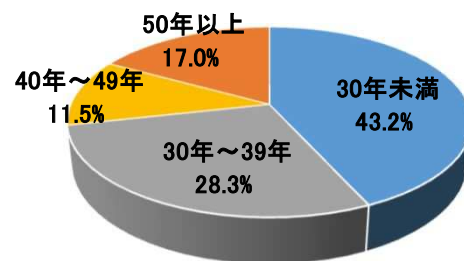
② 現状・課題

令和５（2023）年度末現在において、既に築50年以上経過した建築物が延床面積比で全体の17.0%、築30年以上は56.8%と施設の老朽化が進んでいる状況である【表２】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過した施設が延床面積比で全体の38.5%を占めることが予測されている【表３】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

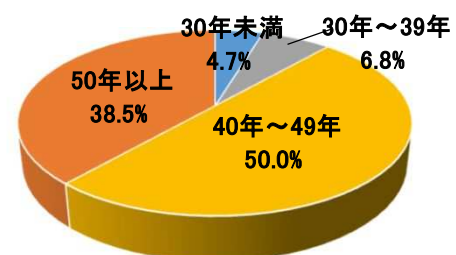
【表２】県有建築物（庁舎等）の経過年数〔令和５（2023）年度末現在〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	345	261.4	43.2%
30年～39年	320	171.3	28.3%
40年～49年	246	69.5	11.5%
50年以上	226	103.2	17.0%
30年以上			56.8%
40年以上			28.5%



【表３】県有建築物（庁舎等）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	62	28.7	4.7%
30年～39年	118	41.1	6.8%
40年～49年	297	302.7	50.0%
50年以上	660	232.9	38.5%
30年以上			95.3%
40年以上			88.5%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・ 事故や機能停止を未然に防ぎ、施設の損傷が顕著化する前に計画的な処置を行う予防保全型維持管理の考え方に基づき、建築後の経過年数が概ね20年、40年、60年を迎える時期に予防保全工事を実施し、県有建築物の使用期間を80年程度とすることにより、長寿命化を図る。

② 点検・診断等の実施方針

- ・ 建築基準法に基づく点検を適切に実施するとともに、主要な建築物については県のマニュアルに基づく保全調査を実施する。
- ・ 施設管理者は、財産管理の責任者として、施設の建築年月日、構造、規模及び改修履歴等の情報を整理し、維持管理業務を通じ日常的に建物の性能状況を把握する。
- ・ 指定管理施設にあつては、劣化状況の把握等について、指定管理者からの報告聴取のみとせず、指定管理者と協力し自ら建築物の性能状況の把握に努める。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 日常的に県民が利用する施設や使用頻度の高い庁舎などの主要な施設については、予防保全型維持管理施設とする。
- ・ 工事を実施する前に、当該施設の必要性や経済性などを検証した上で、工事を実施することの適否を判断する。
- ・ 工事の実施が適当と判断した場合は、まず建築物の骨組みの状況を確認し、現地調査を行った上で工事の範囲や内容を決定する。

④ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等の結果、外壁のひび割れなどの、緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合、施設管理者等は県有財産経営室に報告後、速やかに対策を講じる。
- ・ 県有財産経営室は、点検・診断等の結果をデータベース化し、施設の老朽化対策に活用する。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・ 耐震化については、県民利用施設などの躯体部分は完了しており、今後は災害時の拠点施設としての機能維持の観点も含め、必要に応じた対策を検討する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・ 社会情勢の変化や施設の利用状況、施設の健全性などを踏まえ、県有建築物としての必要性が薄れている施設の用途廃止や集約化を図る。
- ・ 市町村や民間において有効活用が見込まれる施設の移管等を行い、施設総量の縮小を図る。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 「大分県福祉のまちづくり条例」や国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるよう、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑧ 脱炭素化の推進方針

- ・ 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、新築・改修時におけるZEB化等の省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑨ DXの推進方針

- ・ 人手不足が深刻化する中、増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、ドローン等による効率的な点検など、新技術等の活用を推進する。

⑩ 地域材利用の推進方針

- ・ 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、木造化や内装等の木質化での地域材の利用を推進する。

⑪ 民間活力導入の推進方針

- ・ 新設・更新の際にはPPP／PFI手法の導入を検討する。
- ・ 施設の維持管理においては包括的民間委託やESCO事業等を検討する。

⑫ 市町村との連携の推進方針

- ・ 市町村と合同の点検・研修の実施などによる技術力向上を支援する。
- ・ 国や市町村の公共施設等に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効活用を検討する。

⑬ 統合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 総務部県有財産経営室が県有建築物（庁舎等）の保全管理を統合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

施設類型： 県有建築物（学校施設等）

（１）現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

教育庁が所管する学校施設、県立図書館などの社会教育系施設、埋蔵文化財センターや武道スポーツセンターなどの文化・体育施設、教職員住宅が対象であり、令和５（2023）年度末現在において、1,637棟、約87万5,800㎡となっている【表１】。

【表１】 県有建築物（学校施設等）の保有状況

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(千㎡)	
				構成比
学校施設	県立高田高等学校など	1,473	769.4	87.9%
社会教育系施設	県立図書館など	71	54.7	6.2%
文化・体育施設	武道スポーツセンターなど	20	31.9	3.6%
教職員住宅	城南教職員住宅など	73	19.8	2.3%
計		1,637	875.8	100.0%



学校施設（さくらの杜高等支援学校）



文化・体育施設（武道スポーツセンター）

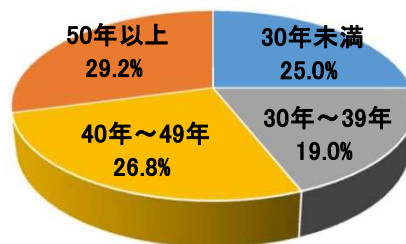
② 現状・課題

令和５（2023）年度末現在において、既に築50年以上経過した建築物が延床面積比で全体の29.2%、築30年以上が75.0%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表２】。

令和22（2040）年度末では、築50年以上経過した施設が延床面積比で全体の67.5%を占めることが予測されている【表３】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

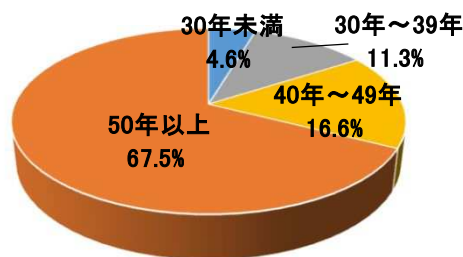
【表２】 県有建築物（学校施設等）の経過年数〔令和５（2023）年度末現在〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	421	219.3	25.0%
30年～39年	421	165.9	19.0%
40年～49年	390	235.0	26.8%
50年以上	405	255.7	29.2%
30年以上			75.0%
40年以上			56.0%



【表３】 県有建築物（学校施設等）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	68	40.6	4.6%
30年～39年	144	98.6	11.3%
40年～49年	317	145.1	16.6%
50年以上	1,108	591.6	67.5%
30年以上			95.4%
40年以上			84.1%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・ 学校施設については、児童生徒が常時滞在するため、細やかな修繕など日常的な維持管理を行っている。さらに建築後の経過年数が概ね30、60年を迎える時期に予防保全工事を実施することにより、使用期間を80年程度に延伸しており、長寿命化を推進する。
- ・ 学校施設以外の施設については、知事部局所管施設と同様に20年、40年、60年経過後に、予防保全工事を行うことで使用期間80年程度としており、今後も長寿命化を推進する。

② 点検・調査等の実施方針

- ・ 点検・調査等により、建築物や設備機器の正常な状態を確認するとともに、不具合箇所等を早期に把握し適切な措置を執ることが可能となり、早期劣化や老朽化の防止につなげる。
- ・ また、建築物や設備機器を良好な状態で維持管理することで、長寿命化を図りつつ、児童生徒や公共施設利用者の安全確保、安定した県民サービスを確保する。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 対象施設を予防保全型維持管理施設と事後保全型維持管理施設に分類し、その分類ごとに設定した実施基準に基づき、必要な機能や性能を維持する機能回復などの工事を適宜実施する。
- ・ 工事を実施する前に、当該施設の必要性や経済性などを検証した上で、工事を実施することの適否を判断する。
- ・ 工事の実施が適当と判断した場合は、まず建築物の骨組みの状況を確認し、現地調査を行った上で工事の範囲や内容を決定する。

④ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・調査等の結果、外壁のひび割れなどの緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合、施設管理者等は教育財務課に報告後、速やかに対策を講じる。
- ・ 教育財務課は、点検・調査の結果をデータベース化し、施設の老朽化対策に活用する。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・ 各施設に必要な耐震要求性能を満たしている。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・ 現在利用されていない学校施設や職員住宅の売却などを進めるとともに、今後、減少が見込まれる児童生徒数に適した規模、利用状況や施設の健全性を考慮のうえ、施設総量の縮小を図る。

⑦ バリアフリー・ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 「大分県福祉のまちづくり条例」や国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるよう、バリアフリーやユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑧ 脱炭素化の推進方針

- ・ 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、新築・改修時におけるZEB化等の省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑨ DXの推進方針

- ・ 増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、ドローンなど新技術等の活用により、安全で効率的な点検を実施する。

⑩ 地域材利用の推進方針

- ・ 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、木造化や内装等の木質化での地域材の利用を推進する。

⑪ 民間活力導入の推進方針

- ・ 新設・更新の際にはPPP／PFI手法の導入を検討する。
- ・ 施設の維持管理においては包括的民間委託やESCO事業等を検討する。

⑫ 国・市町村との連携の推進方針

- ・ 国や市町村の公共施設等に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効活用を検討する。

⑬ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 教育庁教育財務課が県有建築物（学校施設等）の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

施設類型： 県有建築物（警察署等）

（１）現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

運転免許センターなどの本部施設や警察署、交番、駐在所などの建築物が対象であり、令和5（2023）年度末現在において、519棟、約12万6,600㎡となっている【表1】。

【表1】県有建築物（警察署等）の保有状況

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(千㎡)	
				構成比
本部施設	運転免許センター、鑑識科学センターなど	20	23.5	18.6%
警察署	大分中央警察署、国東警察署など	64	51.7	40.8%
交番	中津東交番、挾間交番など	50	6.5	5.1%
駐在所	飯田駐在所、野津市駐在所など	209	10.4	8.2%
公舎		55	2.5	2.0%
職員住宅		117	31.9	25.2%
その他の施設	用途廃止した公舎など	4	0.1	0.1%
計	—	519	126.6	100.0%



本部施設（運転免許センター）



警察署（国東警察署）

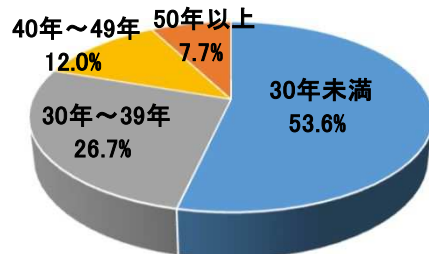
② 現状・課題

延床面積は、平成8（1996）年度に大分中央警察署を、平成17（2005）年度に運転免許センターを建設したことにより大きく増加しており、建築経過年別では、令和5（2023）年度末現在において、築30年以上経過した建築物が延床面積比で全体の46.4%となっており、施設の老朽化が懸念される【表2】。また、令和22（2040）年度末には、築50年以上経過した施設が延床面積比で全体の37.0%を占めることが予測されている【表3】。

これらの老朽化が進んだ建築物の改修が一時期に集中することによる多額の財政負担も課題となっている。

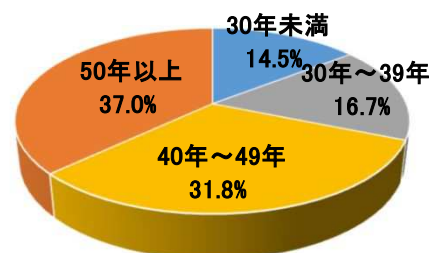
【表2】県有建築物(警察署等)の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	217	67.8	53.6%
30年～39年	217	33.8	26.7%
40年～49年	60	15.2	12.0%
50年以上	25	9.8	7.7%
30年以上			46.4%
40年以上			19.7%



【表3】県有建築物(警察署等)の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	棟数	延床面積(千㎡)	
			構成比
30年未満	38	18.4	14.5%
30年～39年	76	21.1	16.7%
40年～49年	180	40.3	31.8%
50年以上	225	46.8	37.0%
30年以上			85.5%
40年以上			68.8%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・ 事故や機能停止を未然に防ぎ、施設の損傷が顕著化する前に計画的な処置を行う予防保全型維持管理の考え方に基づき、施設の長寿命化を図る。

② 点検・診断等の実施方針

- ・ 点検・診断等により、建築物や設備機器の正常な状態を確認するとともに、不具合箇所等を早期に把握し、計画的かつ適切な対応を講じることにより、施設の早期劣化や老朽化の防止を図る。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 使用頻度の高い庁舎などの主要な施設については、予防保全型維持管理施設とする。
- ・ 工事を実施する前に、当該施設の必要性や経済性などを検証した上で、工事を実施することの適否を判断する。
- ・ 工事の実施が適当と判断した場合は、建築物の骨組みの状況を確認し、現地調査を行った上で工事の範囲や内容を決定する。

④ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等の結果、外壁のひび割れなどの緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合は、施設利用者の安全性が確保できるよう、速やかに対策を講じる。
- ・ 警察本部警務部会計課は、点検・診断等の結果をデータベース化し、施設の老朽化対策に活用する。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・ 災害時の拠点施設としての機能維持の観点を含め、必要に応じた対策を検討する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・ 社会情勢や治安情勢の変化、施設の健全性などを踏まえ、必要性が薄れている施設の用途廃止や集約化を行い、施設総量の縮小を図る。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 主に県民が利用するエントランスや窓口、トイレなどの空間を中心として、「大分県福祉のまちづくり条例」や国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるようユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑧ 脱炭素化の推進方針

- ・ 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、新築・改修時におけるZEB化等の省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑨ DXの推進方針

- ・ 増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、新技術等の活用を推進する。

⑩ 地域材利用の推進方針

- ・ 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、木造化や内装等の木質化による地域材の利用を促進する。

⑪ 民間活力導入の推進方針

- ・ 新築・更新の際にはP P P / P F I手法の導入を検討する。
- ・ 施設の維持管理においては包括的民間委託等を検討する。

⑫ 市町村との連携の推進方針

- ・ 国や市町村の公共施設等に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効活用を検討する。

⑬ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 警察本部警務部会計課が県有建築物（警察署等）の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理を行う。

施設類型：	県営住宅
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県営住宅の管理戸数の大半は大分市に集中しており、全体の7割(6,001戸)を占めている。全体としては、令和5(2023)年度末現在において、103団地、管理戸数は8,586戸となっている【表1】。

【表1】県営住宅の保有状況

施設分類	主な施設	単位	戸数	
				構成比
耐火構造の住宅	県営城南住宅など	戸	8,348	97.2%
準耐火構造の住宅	県営千怒住宅など		238	2.8%
計	—		8,586	100.0%

※耐火構造の住宅：主要構造部が耐火構造であるもの等

※準耐火構造の住宅：主要構造部が準耐火構造であるもの等



県営城南住宅(MR R - 4棟)

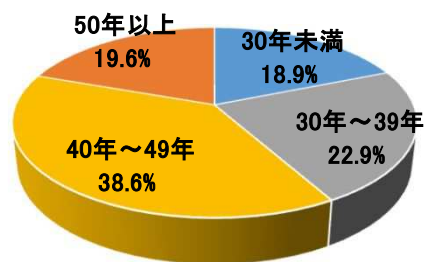
② 現状・課題

令和5(2023)年度末現在において、既に築50年以上経過した建築物が戸数比で全体の19.6%、築30年以上が81.1%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2】。

令和22(2040)年度末では、築50年以上経過した施設が戸数比で全体の73.6%を占めることが予測される【表3】。多数の住宅が更新時期を迎えている上、高齢者や子育て世帯が安心して暮らすという時代の要請に、間取りや設備が十分応えきれていない状況である。

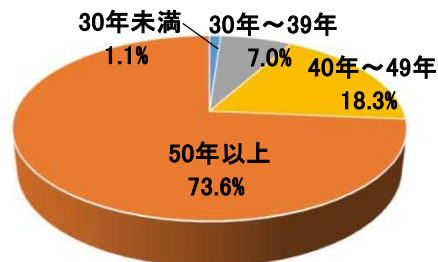
【表2】県営住宅の経過年数〔令和5(2023)年度末現在〕

経過年数	単位	戸数	
			構成比
30年未満	戸	1,626	18.9%
30年～39年		1,964	22.9%
40年～49年		3,317	38.6%
50年以上		1,679	19.6%
30年以上			81.1%
40年以上			58.2%



【表3】県営住宅の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	戸数	
			構成比
30年未満	戸	92	1.1%
30年～39年		600	7.0%
40年～49年		1,569	18.3%
50年以上		6,325	73.6%
30年以上			98.9%
40年以上			91.9%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・ 事故や機能停止を未然に防ぎ、施設の損傷が顕著化する前に計画的な処置を行う予防保全型維持管理の考え方に基づき、県営住宅の使用期間を80年程度とすることにより、長寿命化を図る。

② 点検・診断等の実施方針

- ・ 建築基準法に基づく点検を適切に実施するとともに、法定点検対象外住棟(200㎡以下の住棟等)については、建築基準法第12条の規定に準じ点検を実施する。
- ・ 定期点検とは別に外観から容易に確認することが可能な部位等については年に1回程度、日常点検を実施する。
- ・ 公園遊具については、適切な維持管理のため年に1回点検を実施する。
- ・ 入居者が専用的に使用した部位については、退去修繕時に点検を行う。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 点検・診断等の状況を確認し、計画的に修繕を行う。
 - ・ 団地の更新時においては、地域の実情を踏まえて集約化による各種住民サービスの維持向上を図るとともに、民間事業者等と協働した多様な整備手法の採用や全面的改善事業の併用等を検討することにより、地域の魅力向上や利便性向上に寄与しつつ、事業費の平準化や削減に努める。
- ※全面的改善事業：全面的な改善又はこれに準ずる改善を行う事業のこと

④ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断等の結果、外壁のひび割れなどの緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合は速やかに対策を講じる。
- ・ 公営住宅室において点検・診断等の結果をデータベース化し、施設の老朽化対策に活用する。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・ 耐震化については実施済である。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・ 以下の点を踏まえ、統合や廃止の検討を行う。
 - i) 県及び市町村を含めた、地域単位での公営住宅の集約検討
 - ii) 民間事業者等と協働した多様な整備手法の検討
 - iii) 既存住棟を活用（トータルリモデル事業の併用等）した整備手法の検討
 - iv) 中長期を見通した事業費の平準化

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 「大分県福祉のまちづくり条例」や国の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるよう、ユニバーサルデザイン化の推進を図る。

⑧ 脱炭素化の推進方針

- ・ 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、新築時におけるZEH等の省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑨ DXの推進方針

- ・ 人手不足が深刻化する中、増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、ドローン等による効率的な点検など、新技術等の活用を推進する。

⑩ 地域材利用の推進方針

- ・ 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、木造化や内装等の木質化での地域材の利用を推進する。

⑪ 民間活力導入の推進方針

- ・ 新設・更新の際にはPPP／PFI手法の導入を検討する。

⑫ 市町村との連携の推進方針

- ・ 「大分県公営住宅マスタープラン」をもとに、市町村と連携し公営住宅の建設や維持修繕・管理、県内各地域で供用すべき適正な戸数管理などについて、共同でマネジメントする。
- ・ 国や市町村の公営住宅に関する情報の把握に努め、各団体と連携し、保有する施設の有効活用を検討する。

⑬ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 土木建築部公営住宅室が県営住宅の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、管理代行者への指導・助言及び施設情報の一元管理を行う。

施設類型： 道路施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が管理する国道、主要地方道、一般県道にある橋梁やトンネル、舗装、道路のり面・土工構造物、道路附属物を対象とし、令和5(2023)年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】道路施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
橋梁	コンクリート橋など	橋	2,534	—
トンネル		本	261	—
舗装		km	3,141	—
道路のり面・土工構造物	モルタル・コンクリート吹付など	施設	8,877	—
道路附属物	道路照明灯など	施設	9,770	—

【ア 道路施設（橋梁）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道にある橋長2m以上の橋梁を対象とし、令和5(2023)年度末現在の保有状況は、2,534橋となっている【表1-1】。

【表1-1】道路施設（橋梁）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	橋梁数	
				構成比
コンクリート橋	新今津大橋など	橋	2,003	79.1%
鋼橋	石山天空橋など		421	16.6%
その他	朝地橋(石橋)など		110	4.3%
計	—		2,534	100.0%



コンクリート橋（新今津大橋）



鋼橋（石山天空橋）

【イ 道路施設（トンネル）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道にあるトンネルの本体工と附属物を対象とし、令和5(2023)年度末現在の保有状況は、261本となっている【表1-2】。

【表1-2】道路施設（トンネル）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	トンネル数	
				構成比
トンネル	ひびきトンネル、葛原トンネルなど	本	261	—



ひびきトンネル



葛原トンネル

【ウ 道路施設（舗装）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道の舗装を対象とし、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、3,141kmとなっている【表1－3】。

【表1－3】道路施設（舗装）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	延長	
				構成比
舗装	国道442号など	km	3,141	—



国道442号



中判田下郡線

【エ 道路施設（道路のり面・土工構造物）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道にある道路のり面・土工構造物を対象とし、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、8,877施設となっている【表1－4】。

【表1－4】道路施設（道路のり面・土工構造物）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
モルタル・コンクリート吹付	玖珠山国線など	施設	3,674	41.4%
法枠	別府一の宮線など		732	8.2%
高盛土	国道212号など		595	6.7%
アンカー	弓立上戸次線など		164	1.8%
擁壁	国道442号など		1,088	12.3%
落石防護柵・落石防護網	落合斉藤線など		2,086	23.5%
ロックシェッド	国道212号など		7	0.1%
大型カルバート	三重新殿線など		61	0.7%
溝橋	国道197号など		470	5.3%
計	—		8,877	100.0%



ロックシェッド（国道212号）



大型カルバート（三重新殿線）

【オ 道路施設（道路附属物）】

県が管理する国道や主要地方道、一般県道にある道路附属物を対象とし、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、9,770施設となっている【表1－5】。

【表1－5】道路施設（道路附属物）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
道路照明灯	国道197号など	施設	7,443	76.2%
道路案内標識	国道213号など		2,097	21.4%
道路情報板	国道212号など		167	1.7%
横断歩道橋	新治横断歩道橋など		43	0.4%
地下道	中島第1号地下道など		4	0.1%
ポンプ排水設備	江須賀排水場など		16	0.2%
計			9,770	100.0%



横断歩道橋（新治横断歩道橋）



道路情報板（国道212号）

② 現状・課題

今後、令和22（2040）年度頃にかけて、建設後50年以上経過する施設が増えることから、急速に老朽化が進み維持管理コストの増大や補修時期の集中など、今後の維持管理に支障が生じる恐れがある。

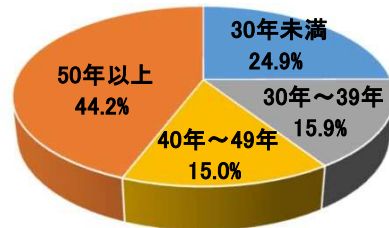
【ア 道路施設（橋梁）】

令和5（2023）年度末現在において、既に50年以上経過した橋梁は全体の44.2%となっており、施設の老朽化の進行が懸念される状況である【表2－1】。

令和22（2040）年度末には、50年以上経過した施設が69.4%を占めることが予測される【表3－1】。

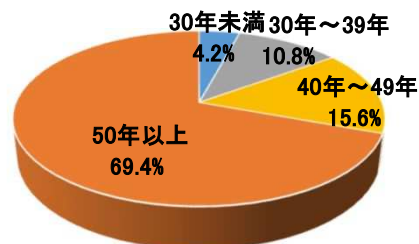
【表2－1】道路施設（橋梁）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	橋梁数	
			構成比
30年未満	橋	631	24.9%
30年～39年		402	15.9%
40年～49年		380	15.0%
50年以上		1,121	44.2%
30年以上			75.1%
40年以上			59.2%



【表3－1】道路施設（橋梁）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	橋梁数	
			構成比
30年未満	橋	106	4.2%
30年～39年		273	10.8%
40年～49年		397	15.6%
50年以上		1,758	69.4%
30年以上			95.8%
40年以上			85.0%



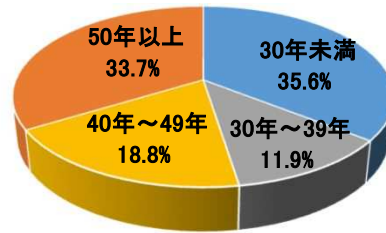
【イ 道路施設（トンネル）】

令和5（2023）年度末現在において、既に50年以上経過したトンネルは全体の33.7%となっており、施設の老朽化の進行が懸念される状況である【表2－2】。

令和22（2040）年度末には、50年以上経過した施設が60.9%を占めることが予測される【表3－2】。

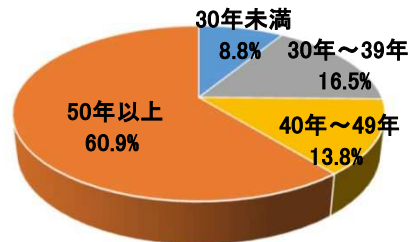
【表2－2】道路施設（トンネル）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	トンネル数	
			構成比
30年未満	本	93	35.6%
30年～39年		31	11.9%
40年～49年		49	18.8%
50年以上		88	33.7%
30年以上			64.4%
40年以上			52.5%



【表3－2】道路施設（トンネル）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	トンネル数	
			構成比
30年未満	本	23	8.8%
30年～39年		43	16.5%
40年～49年		36	13.8%
50年以上		159	60.9%
30年以上			91.2%
40年以上			74.7%



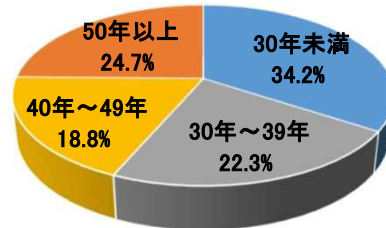
【ウ 道路施設（道路のり面・土工構造物）】

令和5（2023）年度末現在において、既に50年以上経過した道路のり面・土工構造物は全体の24.7%となっており、施設の老朽化の進行が懸念される状況である【表2－3】。

令和22（2040）年度末には、50年以上経過した施設が59.2%を占めることが予測される【表3－3】。

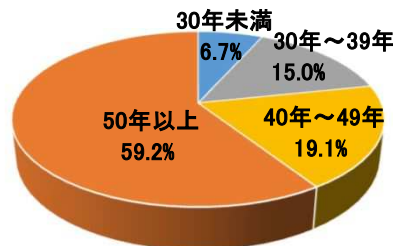
【表2－3】道路施設（道路のり面・土工構造物）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	3,037	34.2%
30年～39年		1,984	22.3%
40年～49年		1,666	18.8%
50年以上		2,190	24.7%
30年以上			65.8%
40年以上			43.5%



【表3－3】道路施設（道路のり面・土工構造物）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	591	6.7%
30年～39年		1,333	15.0%
40年～49年		1,700	19.1%
50年以上		5,253	59.2%
30年以上			93.3%
40年以上			78.3%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- 各施設ごとの長寿命化計画に基づき、健全性が著しく低下する前の適切な時期に適切な対応を実施する予防保全型インフラメンテナンスを行うとともに、施設に応じて状態監視保全による維持管理を行うことで、トータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

② 点検・診断等の実施方針

- 法定点検は橋梁、トンネル、シェッド、大型カルバート、溝橋、横断歩道橋及び門型標識等が対象であり、国が策定した基準に基づき、5年ごとに点検・診断を実施する。
- その他の施設については、施設の特徴や状況に応じた適切な点検方法を検討し実施する。
- 点検方法・判定基準など統一的な要領を整理したうえで、必要な知識及び技能を有するものが実施する。
- 今後、新たに有用な点検手法が確認された場合には、積極的な活用を努める。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- 路線や施設の特性を踏まえ、維持すべき管理水準の目標を明確にする。
- 補修・点検等に必要な対策を計画的に実施するため、今後10年間の事業計画を策定する。
- 橋梁に求められる機能が不足した場合については、補修費用を考慮し、計画的に更新を行う。

④ 安全確保の実施方針

- 点検結果により緊急措置が必要と診断された施設については、安全確保に向けて、速やかに必要な措置を実施する。

⑤ 耐震化の実施方針

- 緊急輸送道路にある橋梁の耐震化について、まずは大規模地震時の復旧活動に甚大な影響を及ぼす落橋の防止対策が完了した。
- 今後は、最優先を含む優先啓開ルート上の橋梁において、被災しても早期に道路の機能復旧ができるよう、橋脚等の補強対策を推進し、耐震性の更なる向上を図る。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- 人口減少や学校の統廃合などの社会情勢の変化を踏まえ、道路交通サービスの低下につながらないことを前提に統合や廃止を含めた検討を行う。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 「大分県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるよう、施設のバリアフリー化に努める。

⑧ 脱炭素化の推進方針

- 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、新設・更新時における道路照明施設のLED化等による省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑨ DXの推進方針

- 人手不足が深刻化する中、増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、ドローン等による効率的な点検など、新技術等の活用を推進する。

⑩ 地域材利用の推進方針

- 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、公共土木工事における土木用資材等での地域材の利用を推進する。

⑪ 民間活力導入の推進方針

- 施設の維持管理において、包括的民間委託など、民間活力の導入も含め検討する。

⑫ 市町村との連携の推進方針

- 市町村が管理する施設の点検業務を県と一緒に発注する地域一括発注の試行や、市町村と合同の点検・研修の実施などにより、市町村の維持管理業務の効率化や技術力向上を支援する。

⑬ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- 長寿命化計画の実効性を向上する仕組みづくりを進める。
 - i) 継続的な点検→診断→措置→記録の実施と充実
 - ii) 維持管理技術の習得
 - iii) データベースの構築
 - iv) 長寿命化計画のフォローアップ

施設類型：	河川施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が管理する洪水調節機能を有する治水ダム、洪水時に支川の河川水位を抑えるための本川合流部の水門や排水機場、堤内からの排水を円滑に行う樋門・樋管、高潮浸食を防止する海岸保全施設など、地形的特性や水害リスクに応じた河川管理施設及び海岸保全施設（河川施設）を対象としており、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】河川施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
治水ダム	玉来ダム、安岐ダムなど	基	8	-
排水機場	荒木川排水機場、木立排水機場		2	-
水門	中江川水門		1	-
河川構造物	樋門・樋管		998	-
海岸保全施設	堤防・護岸・離岸堤	km	64.7	-

【ア 河川施設（治水ダム）】

県が管理する洪水調節機能を有する治水ダムは、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、8基となっている【表1-1】。

【表1-1】河川施設（治水ダム）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
治水ダム	玉来ダム、安岐ダムなど	基	8	-



玉来ダム



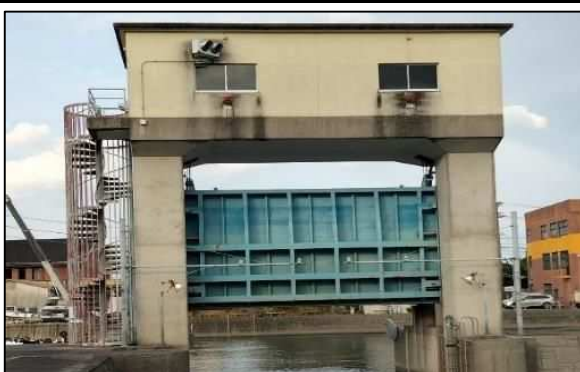
安岐ダム

【イ 河川施設（排水機場、水門、河川構造物）】

県が管理する排水機場や水門、河川構造物は、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、1,001基となっている【表1-2】。

【表1-2】河川施設（排水機場、水門、河川構造物）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
排水機場	荒木川排水機場、木立排水機場	基	2	0.2%
水門	中江川水門		1	0.1%
河川構造物	樋門・樋管		998	99.7%
計	—		1,001	100.0%



中江川水門



木立排水機場

【ウ 河川施設（海岸保全施設）】

県が管理する海岸保全施設は、堤防、護岸、突堤などで構成されており、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、64.7kmとなっている【表1－3】。

【表1－3】河川施設（海岸保全施設）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	延長	
			構成比	
海岸保全施設	堤防、護岸、離岸堤など	km	64.7	-



大分海岸田ノ浦地区



安岐海岸塩屋地区

② 現状・課題

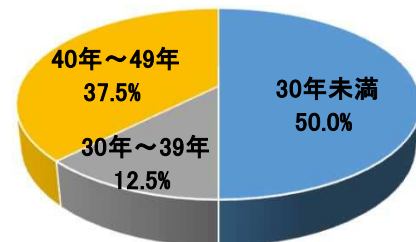
【ア 河川施設（治水ダム）】

令和5（2023）年度末現在において、既に築50年以上経過した治水ダムはないものの、築30年以上は50.0%となっており、施設の老朽化の進行が懸念される状況である【表2－1】。

令和22（2040）年度末には、築50年以上経過した施設が全体の50.0%を占めることが予測される【表3－1】。このまま更に経年劣化が進むと、施設の老朽化が急速に進行し、適正な操作に弊害が生じ、治水上の安全性の確保が懸念され、重大な被害につながる可能性がある。

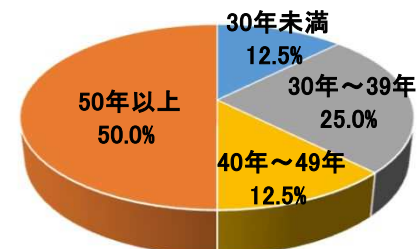
【表2－1】河川施設（治水ダム）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	4	50.0%
30年～39年		1	12.5%
40年～49年		3	37.5%
50年以上		0	0.0%
30年以上			50.0%
40年以上			37.5%



【表3－1】河川施設（治水ダム）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	1	12.5%
30年～39年		2	25.0%
40年～49年		1	12.5%
50年以上		4	50.0%
30年以上			87.5%
40年以上			62.5%



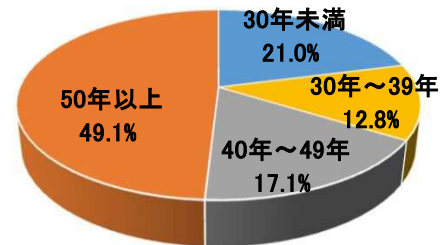
【イ 河川施設（排水機場、水門、河川構造物）】

令和5（2023）年度末現在において、既に築50年以上経過した排水機場、水門、河川構造物は全体の49.1%、築30年以上は79.0%となっており、施設の老朽化の進行が懸念される状況である【表2-2】。

令和22（2040）年度末には、築50年以上経過した施設が全体の76.5%を占めることが予測される【表3-2】。このまま更に経年劣化が進むと、施設の老朽化が急速に進行し、適正な操作に弊害が生じ、治水上の安全性の確保が懸念され、重大な被害につながる可能性がある。

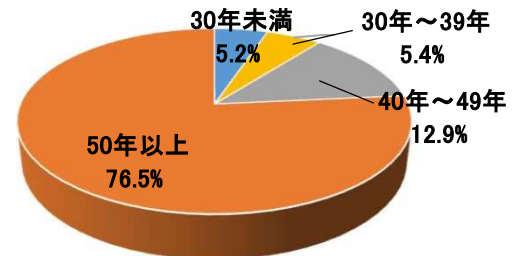
【表2-2】河川施設（排水機場、水門、河川構造物）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	210	21.0%
30年～39年		128	12.8%
40年～49年		171	17.1%
50年以上		492	49.1%
30年以上			79.0%
40年以上			66.2%



【表3-2】河川施設（排水機場、水門、河川構造物）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	52	5.2%
30年～39年		54	5.4%
40年～49年		129	12.9%
50年以上		766	76.5%
30年以上			94.8%
40年以上			89.4%



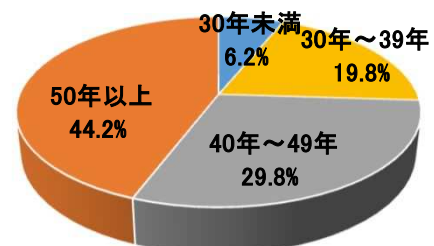
【ウ 河川施設（海岸保全施設）】

令和5（2023）年度末現在において、既に築50年以上経過した海岸保全施設は全体の44.2%、築30年以上は93.8%となっており、施設の老朽化の進行が懸念される状況である【表2-3】。

令和22（2040）年度末には、築50年以上経過した施設が全体の93.8%を占めることが予測される【表3-3】。このまま更に経年劣化が進むと、施設の老朽化が急速に進行し、適正な操作に弊害が生じ、治水上の安全性の確保が懸念され、重大な被害につながる可能性がある。

【表2-3】河川施設（海岸保全施設）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	延長	
			構成比
30年未満	km	4.0	6.2%
30年～39年		12.8	19.8%
40年～49年		19.3	29.8%
50年以上		28.6	44.2%
30年以上			93.8%
40年以上			74.0%



【表3-3】河川施設（海岸保全施設）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	延長	
			構成比
30年未満	km	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		4.0	6.2%
50年以上		60.7	93.8%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・各施設ごとの長寿命化計画に基づき、更新、補修等を計画的に実施する。
- ・治水ダム等は、点検等の結果を総合的に分析・評価した上で、必要な更新・対策を実施し、ダムの安全性及び機能を長期にわたって保持するよう、おおむね3年ごとに計画を見直す。
- ・排水機場、水門は、施設のライフサイクルコストを削減させるよう適切な点検・整備を実施する。
- ・樋門・樋管の更新・補修は、構造物の機能に支障が生じている施設を先行して実施し、その後は規模の大きな施設や今後急激な機能低下が予想される施設を予防保全型インフラメンテナンスの考えに基づいて実施する。

② 点検・診断等の実施方針

- ・点検・診断等は、河川法並びに海岸法等にのっとり、各施設が有する治水機能の特性を踏まえて実施計画を定め、巡視・定期点検・臨時点検を行う。
- ・治水ダム等は、ダムごとの点検整備基準等に基づき実施する点検・計測等でダムの状態を定期的・継続的に把握する。
- ・排水機場、水門は、個別施設計画に基づき、電気設備の点検に加えて、機械設備の点検を出水期前に年1回、管理運転点検を年に4回実施し、治水機能を確保する。
- ・樋門・樋管は、「大分県河川管理施設等点検マニュアル」に基づき、点検、評価を行い、「大分県河川点検管理システム」に登録し一元管理する。点検時期は原則として出水期前に年に1回以上実施する。
- ・海岸保全施設は、「大分県海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき点検、評価を行い、記録・データベースの整備を行う。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・施設ごとの個別施設計画等に基づき、施設の健全度及び重要度から更新の優先度を順位付けし、治水機能の保全に努める。
- ・治水ダム等は、点検等の結果を総合的に分析・評価した上で、必要な更新・対策を実施し、ダムの安全性及び機能を長期にわたって保持するよう努める。
- ・排水機場、水門は、点検結果に応じてその都度、年度保全計画に反映し、必要な更新・対策を実施する。
- ・樋門・樋管は、出水期前点検結果に基づき、機能に支障が生じており背後地への影響が大きい施設の更新・補修を集中的に実施しており、引き続き被害は小さいが機能に支障が生じている箇所の補修を順次行い、事後保全型インフラメンテナンから予防保全型インフラメンテナンへ移行していく。
- ・海岸保全施設は、トータルコストの削減と平準化を踏まえた長寿命化計画に基づき、背後地への影響が大きい施設の更新・補修を集中的に実施していく。

④ 安全確保の実施方針

- ・巡視や点検等において、治水機能を著しく低下させる損傷等が発見された場合は、速やかに周辺の安全確保を図り、損傷の度合いや構造物の安全性、被害の影響度を総合的に判断し、応急的な措置を含め迅速に必要な対策を講じる。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・治水ダム等は、河川管理施設構造令等に基づき耐震設計を行っており、所定の耐震性能を有している。
- ・海岸保全施設のうち、耐震照査の対象地区については照査を実施しており、その結果をもって、必要な耐震化を検討する。
- ・その他の施設については、必要に応じて、「河川構造物の耐震性能照査指針（国土交通省）」等に基づき照査を行い、耐震化を実施する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・樋門・樋管の施設の集約・撤去にあたっては、施設補修設計時に背後地の資産や利用状況を勘案し、集約化や撤去の検討を行い、維持管理コストの削減に努める。

⑦ 脱炭素化の推進方針

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、新設・更新時における高効率な設備機器の導入等による省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑧ DXの推進方針

- ・樋門・樋管は背後地の資産や利用状況に応じて、新技術を活用したゲート開閉の遠隔化や自動化を推進する。

⑨ 地域材利用の推進方針

- ・「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、公共土木工事における土木用資材等での地域材の利用を推進する。

⑩ 民間活力導入の推進方針

- ・施設の維持管理において、包括的民間委託など、民間活力の導入も含め検討する。

⑪ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・河川施設等の維持管理と点検を効率的に行うため、点検結果を一体的に保存・閲覧できる「河川海岸点検管理システム」で情報管理をする。
- ・維持管理計画（Plan）、点検・対策実施（Do）、分析・評価（Check）、計画見直し（Act）を行う、PDCAサイクルに基づき、計画的な管理を実施する。

施設類型：	砂防施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

土砂災害（土石流・地すべり・急傾斜地崩壊など）から県民の生命や財産を守るための砂防施設を対象としており、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】砂防施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
砂防設備	砂防堰堤、床固、護岸など	施設	1,304	16.8%
地すべり防止施設	集水井、排水管、抑止杭など		403	5.2%
急傾斜地崩壊防止施設	擁壁、落石防護柵、法枠など		6,060	78.0%
計			7,767	100.0%



砂防設備（朝日川砂防堰堤）



急傾斜地崩壊防止施設（日足地区）

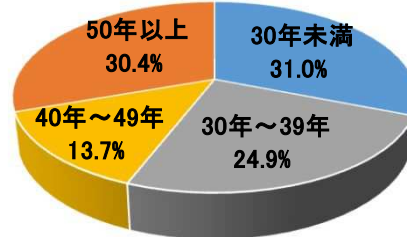
② 現状・課題

令和5（2023）年度末現在、築50年以上経過した砂防施設は全体の30.4%、築30年以上は69.0%となっており、施設の老朽化の進行が懸念される【表2】。

令和22（2040）年度には、築50年以上経過した施設が全体の59.4%を占めることが予測される【表3】。これら砂防施設の機能を維持するため、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを確実に継続的に実施することが必要である。

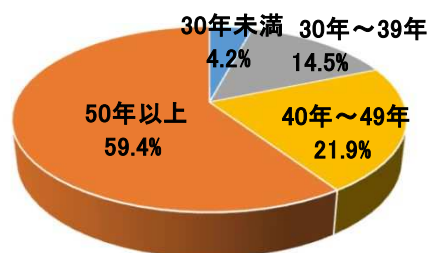
【表2】砂防施設の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	2,405	31.0%
30年～39年		1,935	24.9%
40年～49年		1,064	13.7%
50年以上		2,363	30.4%
30年以上			69.0%
40年以上			44.1%



【表3】砂防施設の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	330	4.2%
30年～39年		1,125	14.5%
40年～49年		1,699	21.9%
50年以上		4,613	59.4%
30年以上			95.8%
40年以上			81.3%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・「大分県砂防関係施設長寿命化計画」に基づき、施設点検等により機能の低下及び性能の劣化状況を把握して、施設の健全度を評価する。健全度の評価で要対策となった各施設においては、各施設が保有する機能の重要度及び保全対象の状況を踏まえた地区の重要度を基に、対策の優先度を整理し、施設の状況に応じて修繕・改築・更新等の対策を実施する。

② 点検・診断等の実施方針

- ・巡視点検は、「砂防設備の定期巡視点検の実施について（平成16年3月）」を基に、施設の損傷等に応じて、年に1回から概ね3年に1回程度実施する。
- ・定期点検は、「砂防関係施設点検要領（令和4年3月）」を基に、施設の健全度に応じて、概ね5年から10年に1回を目安に実施する。
- ・臨時点検は、出水や地震発生時の規模に応じて実施する。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・砂防関係施設の構造、損傷の状態・原因、健全度評価に基づく劣化予測の結果、施設が存する保全対象と位置関係等の周辺環境、及びライフサイクルコストの縮減等を踏まえて、対策の経済性、施工性、環境への影響等を含め、総合的に判断し実施する。
- ・ライフサイクルコストの縮減に向けて、事後保全段階前となる、損傷が軽微な段階で修繕等を実施する予防保全型インフラメンテナンスに取り組む。

④ 安全確保の実施方針

- ・巡視や点検等において、基本機能を著しく低下させる損傷等が発見された場合は、速やかに周辺の安全確保を図り、損傷の度合いや構造物の安全性、被害の影響度を総合的に判断し、応急的な措置を含め迅速に必要な対策を講じる。

⑤ D Xの推進方針

- ・巡視や点検においては、目視や簡易な計測機器に加えて、UAVドローン等の活用により効率化を図る。

⑥ 地域材利用の推進方針

- ・「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、公共土木工事における土木用資材等での地域材の利用を推進する。

⑦ 民間活力導入の推進方針

- ・施設の維持管理において、包括的民間委託など、民間活力の導入も含め検討する。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・砂防施設の維持管理と点検を効率的に行うため、施設台帳や点検結果などを一体的に保存・閲覧できる「砂防台帳管理システム」で情報管理をする。
- ・計画的な管理を実施するため、維持管理計画（Plan）、点検・対策実施（Do）、分析・評価（Check）、計画見直し（Act）を行う、PDCAサイクルの体制を構築する。

施設類型：	港湾施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が管理する港湾施設は、大分港をはじめとする18港（1,648施設）及び港湾海岸保全施設17港海岸（90.7km）であり、長寿命化計画対象となる港湾施設と港湾海岸保全施設の令和5（2023）年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】港湾施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
港湾施設	水域、外郭、係留施設など	施設	1,648	—
港湾海岸保全施設	海岸保全施設	km	90.7	—

【ア 港湾施設（港湾施設）】

港湾施設は、水域施設や外郭施設、係留施設、臨港交通施設（道路、橋梁）、旅客施設、廃棄物処理施設で構成されており、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1-1】。

【表1-1】港湾施設（港湾施設）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
水域施設	航路、泊地	施設	194	11.8%
外郭施設	防波堤、護岸など		783	47.5%
係留施設	岸壁、物揚場など		412	25.0%
臨港交通施設	道路、橋梁		256	15.5%
旅客施設	旅客乗降用固定施設		1	0.1%
廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸		2	0.1%
計	—		1,648	100.0%



外郭施設[防波堤]等（別府港(石垣地区)）



係留施設[岸壁]（大分港（大在地区））

【イ 港湾施設（港湾海岸保全施設）】

港湾海岸保全施設は、海岸保全施設（堤防、護岸、突堤など）で構成されており、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1-2】。

【表1-2】港湾施設（港湾海岸保全施設）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	延長	
				構成比
海岸保全施設	堤防、護岸、突堤など	km	90.7	—



護岸（国東港海岸(富来地区)）



突堤（別府港海岸(関の江地区)）

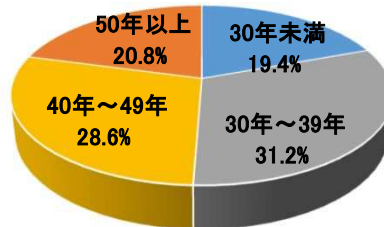
② 現状・課題

【ア 港湾施設（港湾施設）】

令和5(2023)年度末現在において、既に竣工後50年経過している港湾施設は、342施設であり、全体の20.8%となっており、施設の老朽化の進行が懸念される状況である【表2-1】。
令和22(2040)年度末には、築50年経過している施設は1,156施設となり、全体の70.1%を占めることが予測される【表3-1】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる恐れがある。

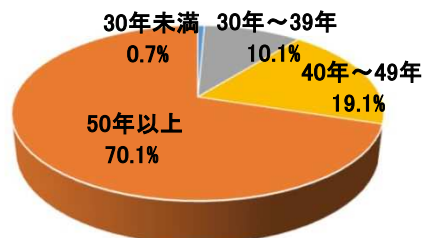
【表2-1】港湾施設（港湾施設）の経過年数〔令和5(2023)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	320	19.4%
30年～39年		514	31.2%
40年～49年		472	28.6%
50年以上		342	20.8%
30年以上			80.6%
40年以上			49.4%



【表3-1】港湾施設（港湾施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	11	0.7%
30年～39年		167	10.1%
40年～49年		314	19.1%
50年以上		1,156	70.1%
30年以上			99.3%
40年以上			89.2%

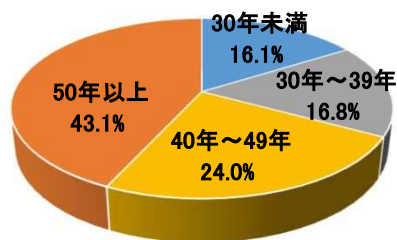


【イ 港湾施設（港湾海岸保全施設）】

令和5(2023)年度末現在において、既に竣工後50年経過している港湾海岸保全施設は、39.1kmであり、全体の43.1%となっており、施設の老朽化の進行が懸念される状況である【表2-2】。
令和22(2040)年度末には、築50年経過している施設は、72.0kmとなり、全体の79.4%を占めることが予測される【表3-2】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる恐れがある。

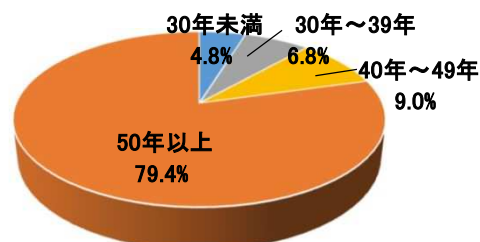
【表2-2】港湾施設（港湾海岸保全施設）の経過年数〔令和5(2023)年度末現在〕

経過年数	単位	延長	
			構成比
30年未満	km	14.6	16.1%
30年～39年		15.2	16.8%
40年～49年		21.8	24.0%
50年以上		39.1	43.1%
30年以上		83.9%	
40年以上		67.1%	



【表3-2】港湾施設（港湾海岸保全施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	延長	
			構成比
30年未満	km	4.3	4.8%
30年～39年		6.2	6.8%
40年～49年		8.2	9.0%
50年以上		72.0	79.4%
30年以上			95.2%
40年以上			88.4%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- 各施設ごとの長寿命化計画に基づき、老朽化に対応しつつ、既存ストックを有効に活用するため、施設の点検・診断を強化し、施設の重要度に応じた総合的かつ計画的な施設の修繕や更新を行っていくとともに、ライフサイクルコストの縮減及び平準化を図る。

② 点検・診断等の実施方針

- 港湾施設及び港湾海岸保全施設は、一般的に厳しい自然条件の下に置かれることから、材料の劣化、部材の損傷、基礎等の洗堀、沈下、埋没等により性能の低下が生じることが懸念される。
- 港湾法及び海岸法に基づく点検を適切に実施し、施設の種類、構造形式、改修履歴等に応じて適切な維持管理に努める。
- また、陸上から目視できない水中部の変状把握や機械を用いた詳細な点検等を適切な時期に実施し、施設の劣化状況の把握に努める。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- 港湾施設は、施設の規模、構造形式及び重要度等に応じて、予防保全型インフラメンテナンスを実施する標準Ⅰ・Ⅱ型と事後保全型インフラメンテナンスを実施する共通指針準拠型に分け、適切な維持管理・更新を行う。
- 港湾海岸保全施設は、後背地を防護する機能を効率的・効果的に確保するため、予防保全型インフラメンテナンスの考え方を導入し、適切な維持管理による長寿命化を目指す。
- また、点検の結果、劣化が著しい施設においては、他の施設との優先順位を考慮し、補修計画を立案する。

④ 安全確保の実施方針

- 点検・調査の結果、施設の損傷が著しい場合は、必要により現地での安全対策を講じ、速やかに補修計画の検討を行う。また、点検・調査結果については、データを取りまとめ、今後の点検・補修方針に活用する。

⑤ 耐震化の実施方針

- 令和5(2023)年度時点では、4箇所の耐震強化岸壁を整備しており、災害時の緊急避難や緊急物資の輸送を行う拠点としての役割を担っている。今後も耐震強化岸壁の整備を推進し、災害に強い港づくりを実施する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- 社会情勢の変化を踏まえ、港湾利用者へのサービス低下とならないよう配慮しながら、施設の統合や廃止について検討を行う。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- 「大分県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるよう、施設更新の際には、ユニバーサルデザイン化を検討する。

⑧ 脱炭素化の推進方針

- 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」や、重要港湾で策定を進めている「港湾脱炭素化(CNP)推進計画」を踏まえ、新築・改修時における照明施設のLED化等による省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑨ DXの推進方針

- 人手不足が深刻化する中、増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくために、船舶を使用しなければ点検が困難な沖防波堤等、点検に費用を要する港湾施設について、ドローンによる効率的な点検など、新技術等の活用を推進する。

⑩ 地域材利用の推進方針

- 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、公共土木工事における土木用資材等での地域材の利用を推進する。

⑪ 民間活力導入の推進方針

- 港湾緑地や上屋等の新設・更新の際にはPPP/PFI手法の導入を検討するほか、コンテナターミナル等の収益施設については指定管理者制度を活用し適切な維持管理に努める等、民間活力の導入を推進する。

⑫ 市町村との連携の推進方針

- ・緑地等の施設については観光振興、地域振興等の視点からも市町村と連携し、保有する施設の有効活用を検討する。

⑬ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・土木建築部港湾課が港湾施設の維持管理や港湾海岸保全施設の維持管理を総合的かつ計画的に推進できるよう総合的なとりまとめを行い、各土木事務所へ施設の点検、補修計画の助言及び施設情報の一元管理を行う。

【参考】

港湾施設(18港)：中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港、高田港、臼野港、堅来港、羽根港、姫島港、国東港、守江港、日出港、佐賀関港、下ノ江港、臼杵港、浦代港、丸市尾港

港湾海岸保全施設(17港海岸)：中津港海岸、別府港海岸、大分港海岸、津久見港海岸、佐伯港海岸、高田港海岸、臼野港海岸、堅来港海岸、姫島港海岸、国東港海岸、守江港海岸、日出港海岸、佐賀関港海岸、下ノ江港海岸、臼杵港海岸、浦代港海岸、丸市尾港海岸

施設類型：	公園施設
-------	------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が管理する4公園（大洲総合運動公園、高尾山自然公園、大分スポーツ公園、ハーモニーパーク）の有する園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設、その他施設を対象とし、令和5（2023）年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】公園施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
園路広場	舗装、階段、縁石など	施設	468	7.1%
修景施設	彫像、花壇、噴水など		89	1.3%
休養施設	ベンチ、四阿など		520	7.8%
遊戯施設	遊具など		18	0.3%
運動施設	総合競技場、野球場など		98	1.5%
教養施設	ステージ、記念碑など		22	0.3%
便益施設	トイレ、水飲み場など		126	1.9%
管理施設	照明、柵、管理事務所等建物など		5,267	79.7%
その他施設	展望台、集会室など		3	0.1%
計	—		6,611	100.0%



運動施設[総合競技場]（大分スポーツ公園）



運動施設[テニスコート]（大洲総合運動公園）

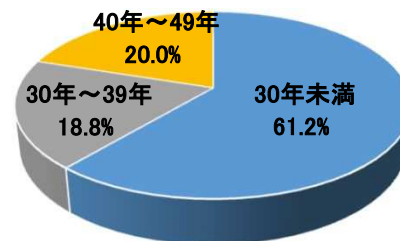
② 現状・課題

令和5（2023）年度末現在において、築30年以上の公園施設は全体の38.8%となっており、施設の老朽化は比較的進んでいない状況である【表2】。

令和22（2040）年度末には、築30年以上経過した施設数が全体の96.9%を占めることが予測される【表3】。公園施設の老朽化の急速な進行が懸念される中、利用者への安全・安心を確保しながら、大分県公園施設長寿命化計画（個別施設計画）に基づき、ライフサイクルコストの縮減に努めて維持管理に取り組む必要がある。

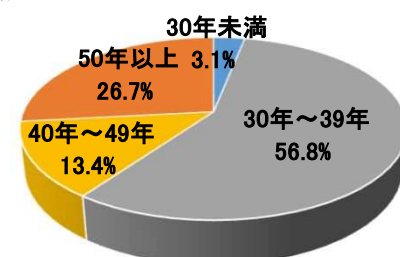
【表2】公園施設の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	4,048	61.2%
30年～39年		1,242	18.8%
40年～49年		1,321	20.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			38.8%
40年以上			20.0%



【表3】公園施設の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	206	3.1%
30年～39年		3,751	56.8%
40年～49年		887	13.4%
50年以上		1,767	26.7%
30年以上			96.9%
40年以上			40.1%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・「大分県公園施設長寿命化計画」に基づき、更新、補修等を計画的に実施する。
- ・予防保全型インフラメンテナンス施設については5年に1回以上健全度調査を実施し、必要に応じて「大分県公園施設長寿命化計画」を見直し、施設の劣化等状況と計画内容の乖離がないように努める。

② 点検・診断等の実施方針

- ・公園施設の維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検は随時実施する。
- ・遊具等については日常点検に加え定期点検を実施し、劣化及び損傷状況を把握する。
- ・100㎡を超える特殊建築物は、3年に1回以上の定期点検を実施し、劣化及び損傷状況を把握する。
- ・予防保全型インフラメンテナンス施設に関しては、5年に1回以上の健全度調査により劣化及び損傷状況を把握する。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・公園施設ごとに予防保全型インフラメンテナンス施設、事後保全型インフラメンテナンス施設の管理分類を設定し、施設の更新や補修の時期、費用等の目安となる「大分県公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に対策を実施する。
- ・必要に応じ、各公園において対策施設の優先順位を設定する。

④ 安全確保の実施方針

- ・施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防するとともに、健全度調査を実施した上で補修もしくは更新の判断を行う。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・各施設の特性や緊急度、重要度を考慮した上で、施設の耐震化を実施する。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・社会情勢の変化や公園利用者のニーズの変化を踏まえ、公園施設の集約や廃止の検討を行う。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・「大分県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい環境が整備されるよう、施設更新の際には、ユニバーサルデザイン化を検討する。

⑧ 脱炭素化の推進方針

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、新築・改修時における照明施設のLED化等による省エネ性能向上など、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑨ DXの推進方針

- ・人手不足が深刻化する中、増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、ドローン等による効率的な点検など、新技術等の活用を推進する。

⑩ 地域材利用の推進方針

- ・「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、県有建築物の木造化や内装等の木質化、公共土木工事における土木用資材等での地域材の利用を推進する。

⑪ 民間活力導入の推進方針

- ・指定管理者制度を活用し、県民サービスの向上と適正な管理運営の確保を図るなど、民間活力の導入を推進する。

⑫ 市町村との連携の指針方針

- ・各市町村が管理する公園施設について、施設数や健全度の状況を共有し、各市町村と連携し、公園施設の適切な管理に向けて支援する。

⑬ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ・本指針に基づく取組を推進するため、点検に関する研修の充実やマニュアルの作成・更新などにより、計画的な人材育成を図る。

施設類型：	飛行場施設
-------	-------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

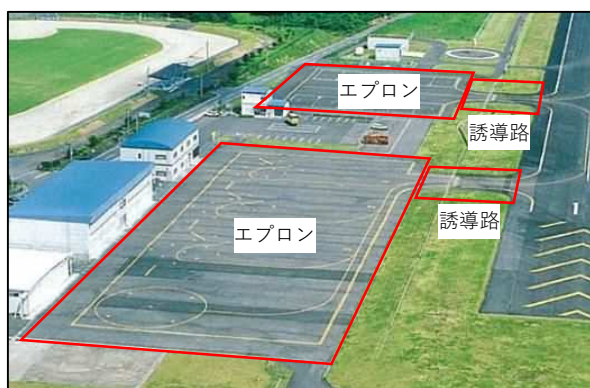
大分県央飛行場は防災・救急活動、民間航空機の離発着、遊覧飛行、農作物の輸送等に利用されている。なお、主な対象施設は、滑走路、誘導路、エプロンとなっており、令和5(2023)年度末現在の保有状況は以下のとおりである【表1】。

【表1】飛行場施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	面積	
				構成比
飛行場施設	滑走路	m ²	20,000	69.8%
	誘導路		540	1.9%
	エプロン		8,091	28.3%
計	—		28,631	100.0%



飛行場施設（滑走路）



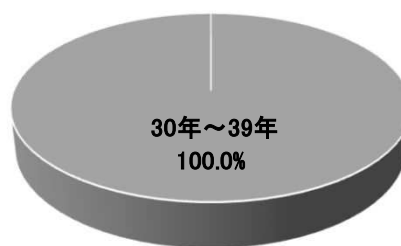
飛行場施設（誘導路・エプロン）

② 現状・課題

平成4(1992)年4月開港のため、令和5(2023)年度末現在においては築31年である【表2】。令和22(2040)年度末には、全ての施設で築40年以上経過する【表3】。築50年は経過していないが、このまま経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

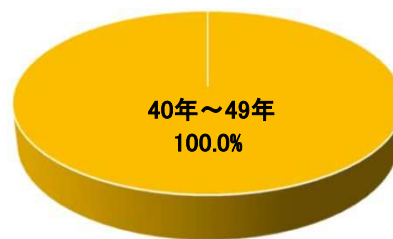
【表2】飛行場施設の経過年数〔令和5(2023)年度末現在〕

経過年数	単位	面積	
			構成比
30年未満	㎡	0	0.0%
30年～39年		28,631	100.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			100.0%
40年以上			0.0%



【表3】飛行場施設の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	面積	
			構成比
30年未満	㎡	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		28,631	100.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・ 飛行場施設に求められる性能を保持するために、定期点検及び詳細点検の結果等を踏まえ、修繕基準により実施する。

② 点検・診断等の実施方針

- ・ 「大分県央飛行場維持管理・更新計画」（個別施設計画）では、路面性状調査等の定期点検を5年ごとに実施することとしており、点検結果に基づき更新計画の検証・見直しを行う。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 飛行場施設の経常的な維持並びに異常の程度や状態を把握、評価する点検及び点検に基づく修繕又は更新を適切に実施し、飛行場内の施設の供用性、航空機の運航に対する安全性等を確保する。

④ 安全確保の実施方針

- ・ 滑走路、誘導路及びエプロンの施設閉鎖を伴う舗装の損傷等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、巡回点検又は緊急点検の結果を踏まえ、速やかに対策を講じる。

⑤ 脱炭素化の推進方針

- ・ 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑥ DXの推進方針

- ・ 人手不足が深刻化する中、施設の維持・補修を適切に行っていくため、新技術の活用等による効率的な点検など必要に応じた対策を検討する。

⑦ 地域材利用の推進方針

- ・ 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、改修や維持管理における土木資材等への木材利用を推進する。

⑧ 市町村との連携の推進方針

- ・ 関係する市や民間企業と引き続き連携し、有効活用に向けた取組や情報共有を行う。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 農林水産部農地計画課が飛行場施設の点検、修繕及び更新に係る情報を登録、蓄積し、効率的に活用できるよう一元管理を行う。

施設類型： 農業用施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

農業用施設は、開水路等の農業用基幹水利施設、農業用ダム、地すべり防止施設、排水機場、農地海岸保全施設に分類され、令和5(2023)年度末現在の保有状況は以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】農業用施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
農業用基幹水利施設	開水路、パイプラインなど	km	670.6	—
農業用ダム	コンクリートダムなど	基	25	—
地すべり防止施設		施設	9	—
排水機場		基	6	—
農地海岸保全施設		施設	7	—

【ア 農業用施設（農業用基幹水利施設）】

農業用基幹水利施設は開水路などを対象とし、令和5(2023)年度末現在の保有状況は延長で670.6km、施設数では208施設となっている【表1-1】。

【表1-1】農業用施設（農業用基幹水利施設）

施設分類	主な施設	単位	延長	
				構成比
開水路	明正(第一幹線)など	km	359.7	53.7%
パイプライン	昭和井路(大野川水管橋)など		194.7	29.0%
水路トンネル	昭和井路(導水路)など		116.2	17.3%
計	—		670.6	100.0%



開水路〔明正(第一幹線)〕



パイプライン〔昭和井路(大野川水管橋)〕

【イ 農業用施設（農業用ダム）】

農業用ダムは堤体などを対象とし、令和5(2023)年度末現在の保有状況は、25基となっている【表1-2】。

【表1-2】農業用施設（農業用ダム）

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
コンクリートダム	香下ダムなど	基	9	36.0%
ロックフィルダム	鍋倉ダムなど		16	64.0%
計	—		25	100.0%



コンクリートダム(香下ダム)



ロックフィルダム(鍋倉ダム)

【ウ 農業用施設（地すべり防止施設）】

地すべり防止施設は排水施設などを対象とし、令和 5（2023）年度末現在の保有状況は、9 施設となっている【表 1－3】。

【表 1－3】農業用施設（地すべり防止施設）

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
地すべり防止施設	中村地区、花合野地区など	施設	9	－



中村地区



花合野地区

【エ 農業用施設（排水機場）】

排水機場はポンプ施設などを対象とし、令和 5（2023）年度末現在の保有状況は、6 基となっている【表 1－4】。

【表 1－4】農業用施設（排水機場）

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
排水機場	桂排水機場、北部排水機場など	基	6	－



桂排水機場



北部排水機場

【オ 農業用施設（農地海岸保全施設）】

農地海岸保全施設は堤防などを対象とし、令和 5（2023）年度末現在の保有状況は、7 施設となっている【表 1－5】。

【表 1－5】農業用施設（農地海岸保全施設）

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
農地海岸保全施設	西国東第 1 地区、竹田津地区など	施設	7	－



西国東第 1 地区



竹田津地区

② 現状・課題

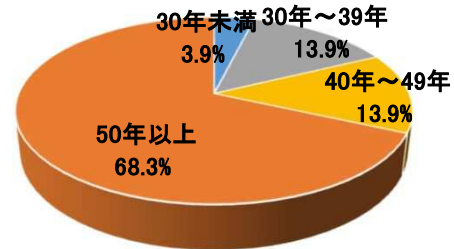
【ア 農業用施設（農業用基幹水利施設）】

令和5（2023）年度末現在において、既に施工から50年以上経過した農業用基幹水利施設は全体の68.3%、30年以上は96.1%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2－1】。

令和22（2040）年度末には、施工から50年以上経過した農業用基幹水利施設が全体の92.3%を占めることが予測される【表3－1】。

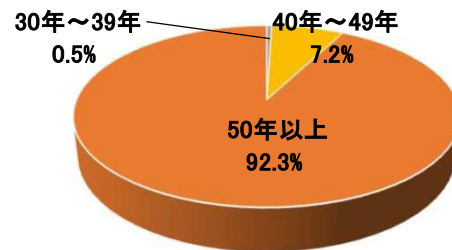
【表2－1】農業用施設（農業用基幹水利施設）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	8	3.9%
30年～39年		29	13.9%
40年～49年		29	13.9%
50年以上		142	68.3%
30年以上			96.1%
40年以上			82.2%



【表3－1】農業用施設（農業用基幹水利施設）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	0	0.0%
30年～39年		1	0.5%
40年～49年		15	7.2%
50年以上		192	92.3%
30年以上			100.0%
40年以上			99.5%



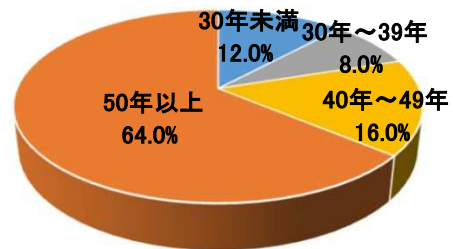
【イ 農業用施設（農業用ダム）】

令和5（2023）年度末現在において、既に施工から50年以上経過した農業用ダムは全体の64.0%、30年以上は88.0%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2－2】。

令和22（2040）年度末には、施工から50年以上経過した農業用ダムは全体の80.0%を占めることが予測される【表3－2】。

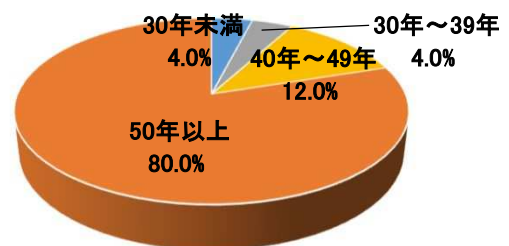
【表2－2】農業用施設（農業用ダム）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	3	12.0%
30年～39年		2	8.0%
40年～49年		4	16.0%
50年以上		16	64.0%
30年以上			88.0%
40年以上			80.0%



【表3－2】農業用施設（農業用ダム）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	1	4.0%
30年～39年		1	4.0%
40年～49年		3	12.0%
50年以上		20	80.0%
30年以上			96.0%
40年以上			92.0%



【ウ 農業用施設（地すべり防止施設）】

令和5（2023）年度末現在において、地すべり防止施設9施設については全て対策工事が完了しており、老朽化が進んだ施設については、長寿命化対策が図られている。

令和22（2040）年度末には、施工から30年以上経過した地すべり防止施設は全体の66.7%を占めることが予測される【表3－3】。

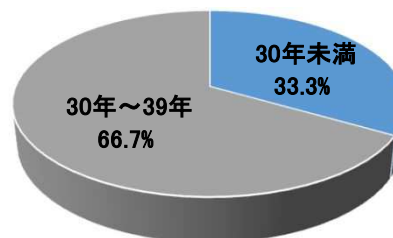
【表2－3】農業用施設（地すべり防止施設）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	9	100.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			0.0%
40年以上			0.0%



【表3－3】農業用施設（地すべり防止施設）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	3	33.3%
30年～39年		6	66.7%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			66.7%
40年以上			0.0%



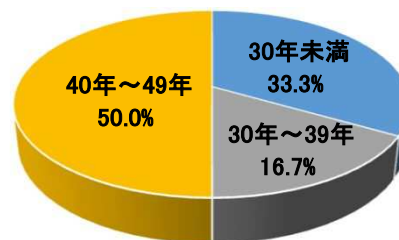
【エ 農業用施設（排水機場）】

令和5（2023）年度末現在において、既に施工から40年以上経過した排水機場は全体の50.0%、30年以上は66.7%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2－4】。

令和22（2040）年度末には、施工から50年以上経過した排水機場は全体の66.7%を占めることが予測される【表3－4】。

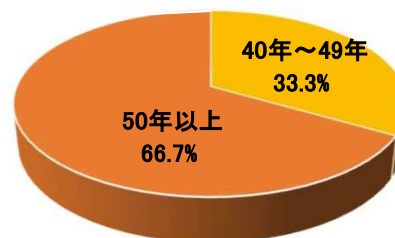
【表2－4】農業用施設（排水機場）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	2	33.3%
30年～39年		1	16.7%
40年～49年		3	50.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			66.7%
40年以上			50.0%



【表3－4】農業用施設（排水機場）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	基	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		2	33.3%
50年以上		4	66.7%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



【オ 農業用施設（農地海岸保全施設）】

令和5（2023）年度末現在において、農地海岸保全施設の全ての施設が既に施工から50年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2－5】。

令和22（2040）年度末においても、全ての農地海岸保全施設が施工から50年以上経過していることから、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要になると予測される【表3－5】。

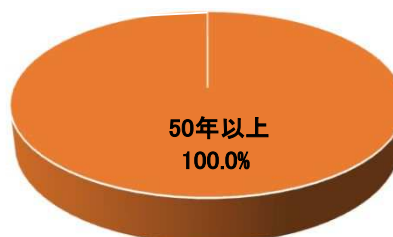
【表2－5】農業用施設（農地海岸保全施設）の経過年数〔令和5（2023）年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		7	100.0%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



【表3－5】農業用施設（農地海岸保全施設）の経過年数〔令和22（2040）年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		7	100.0%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・コストが最も経済的となる対策を基本とし、重要度、環境への影響、維持管理面等に関する施設管理者や地元自治体等の意向も考慮し、総合的に判断する。

② 点検・診断等の実施方針

- ・土地改良区等の施設管理者による日常管理及び農林水産省の各種マニュアルに基づき、施設の状態を継続的に把握するため、施設造成者による定期的な点検・診断を行う。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・通常の維持管理の範囲で行う軽微な補修は、原則施設管理者が行う。
- ・農林水産省の各種マニュアルに基づき作成した個別施設計画及び施設監視結果に基づき、適切な時期に対策を実施する。

④ 安全確保の実施方針

- ・施設の損壊等による影響が大きい施設の場合、「緊急時の対応計画」や「施設造成者、施設管理者等の関係者間の協力関係と連絡体制」等の整備を関係者と連携して行う。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・人命・財産やライフラインへの影響が大きいなど、特に重要度が高い施設については、必要な耐震化対策を実施する。

⑥ DXの推進方針

- ・人手不足が深刻化する中、施設の維持・補修を適切に行っていくため、新技術の活用等による効率的な点検など必要に応じた対策を検討する。

⑦ 地域材利用の推進方針

- ・「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、改修や維持管理における土木資材等への木材利用を推進する。

⑧ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・農林水産部農地計画課が農業用施設の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検、施設管理者への助言及び施設情報の一元管理に取り組む。

施設類型： 治山施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

治山施設は森林の維持・造成を通じて、山地に起因する災害等から県民の生命と財産を守る重要な役割を果たすため、計画的かつ集中的に整備されてきた。令和5(2023)年度末現在、維持管理が必要とされる治山施設は8,557施設となっている【表1】。

【表1】治山施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
溪間工	小浦地区など	施設	7,659	89.5%
山腹工	木六地区など		799	9.3%
海岸工	白砂地区など		99	1.2%
計	—		8,557	100.0%

溪間工：豪雨等により荒廃した溪流の復旧や不安定土砂の移動を未然に予防する工事

山腹工：斜面の崩壊や拡大崩壊により土砂が流出しないように斜面を安定させる工事

海岸工：海岸地域で飛砂や潮風害などの被害を防ぐ工事



溪間工(小浦地区)



山腹工(木六地区)

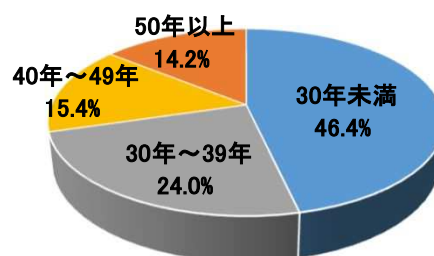
② 現状・課題

令和5(2023)年度末現在において、既に施工から50年以上経過した治山施設は全体の14.2%、30年以上は53.6%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過した施設が全体の45.5%を占めることが予測される【表3】。このまま更に経年劣化が進むと、多くの施設で老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

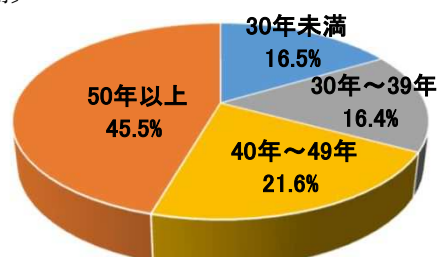
【表2】治山施設の経過年数〔令和5(2023)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	3,975	46.4%
30年～39年		2,054	24.0%
40年～49年		1,315	15.4%
50年以上		1,213	14.2%
30年以上			53.6%
40年以上			29.6%



【表3】治山施設の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	1,409	16.5%
30年～39年		1,407	16.4%
40年～49年		1,852	21.6%
50年以上		3,889	45.5%
30年以上			83.5%
40年以上			67.1%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・施設の機能を将来にわたり安全かつ確実に発揮させるため、定期的に点検・診断を実施する。
- ・補修、補強対策については、点検・診断の結果、機能低下が見られた施設について実施することとし、実施時期については、保全対象の状況や施設の機能低下の状況を総合的に判断し、優先順位を明確にして実施する。
- ・優先順位の決定に当たっては、次の施設を優先する。
 - i) 直接の保全対象に与える影響が大きい（保全対象までの距離）。
 - ii) 直接の保全対象に要配慮者利用施設など重要施設がある。
 - iii) 施設の重大な機能低下が見られる。

② 点検・診断等の実施方針

- ・点検・診断は、基本的な維持管理活動として、「治山施設個別施設計画策定マニュアル（林野庁）」に基づき、信頼性・安全性を確保することを目的に原則、定期的を実施する。
- ・点検・診断の結果、機能低下が見られた施設について、保全対象の状況や施設の機能低下状況を総合的に判断し、優先順位を明確にする。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・治山施設の主な特徴は以下のとおりである。
 - i) 荒廃した林地を直接復旧するものであり、待ち受け型の施設に比べ施設の規模が小さい。
 - ii) 施設の効果により安定した森林に復旧することで、施設の目的は達成する。
 - iii) 山地被害の復旧を行っていることから、奥地にある施設が多い。
- ・このため、治山施設は予防保全型維持管理を実施してもトータルコストの削減効果が小さいことと、治山施設により森林の期待される効果が持続的に確保されること、奥地にある施設で被災しても影響が限定的であることから、定期的な点検・診断と重大な機能低下が見られる施設において補修等を実施する事後保全型維持管理を行う。

④ 安全確保の実施方針

- ・点検・診断の結果、重大な機能低下が見られる施設は速やかに対策を講じるとともに、点検・診断の結果をデータベース化し、老朽化対策に活用する。

⑤ 統合や廃止の推進方針

- ・社会情勢の変化などにより、必要性が低下している施設は廃止を検討する。
- ・施設を廃止する判断基準は以下のとおりとする。
 - i) 施設周辺の森林が都市化などにより失われ、森林の公益的機能を発揮する必要がない。
 - ii) 周辺に代替施設が設置され、施設がなくても森林の機能が失われないことが明確である。
 - iii) 施設の機能が既に失われ、将来ともにその機能を回復する必要がない。

⑥ 脱炭素化の推進方針

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、治山施設の整備により、森林の荒廃を防止し、森林吸収源を確保することで、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑦ DXの推進方針

- ・人手不足が深刻化する中、施設の維持・補修を適切に行っていくため、新技術の活用等による効率的な点検など必要に応じた対策を検討する。

⑧ 地域材利用の推進方針

- ・「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、改修や維持管理における土木資材等への木材利用を推進する。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・農林水産部森林保全課が点検結果や更新履歴をデータベース化し、施設情報の一元管理に取り組むことで必要な対策を適切に実施する。

施設類型： 林道施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が管理する林道の総延長は約44kmであり、令和5(2023)年度末現在の林道施設は、林道橋4橋となっている【表1】。

【表1】林道施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	橋梁数	
				構成比
林道橋	御座ヶ岳線塚野山橋など	橋	4	—



林道橋（御座ヶ岳線塚野山橋）



林道橋（御座ヶ岳支線1号橋）

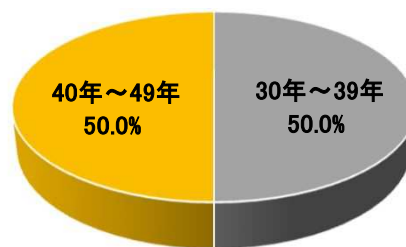
② 現状・課題

令和5(2023)年度末現在において、林道橋は既に築30年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2】。

令和22(2040)年度末には、全ての林道橋が築50年以上経過する【表3】。このまま更に経年劣化が進むと、老朽化の弊害が顕在化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

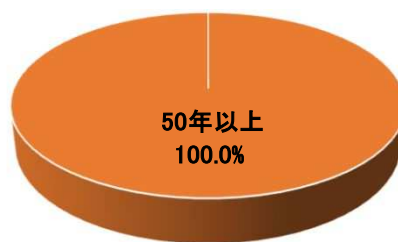
【表2】林道施設（林道橋）の経過年数〔令和5(2023)年度末現在〕

経過年数	単位	橋梁数	
			構成比
30年未満	橋	0	0.0%
30年～39年		2	50.0%
40年～49年		2	50.0%
50年以上		0	0.0%
30年以上			100.0%
40年以上			50.0%



【表3】林道施設（林道橋）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	橋梁数	
			構成比
30年未満	橋	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		4	100.0%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・ 事故や致命的な損傷の発生を未然に防ぎ、施設の損傷が顕在化する前に計画的な保全を行う予防保全型維持管理の考え方を基本とし、財政負担の軽減及び予算の平準化に取り組む。

② 点検・診断等の実施方針

- ・ 「林道施設長寿命化対策マニュアル（林野庁）」に基づき、林道施設の点検を行う。
- ・ 定期点検については、「大分県林道長寿命化計画」（個別施設計画）に基づき、対象施設の最新の状態を把握するとともに、次回の定期点検までの措置の必要性を判断するために必要な情報を得るために5年ごとに実施する。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 県が管理する林道施設は山村等の交通基盤としても利用されている林道橋であるため、災害時に迂回路として利用するなど常に健全性を確保する必要がある橋梁については、予防保全型維持管理施設とし、点検診断に基づく計画的な補修等のメンテナンスを行う。その他の橋梁については、事後保全型維持管理施設とし、健全度が低下した段階で補修等を実施する。

④ 安全確保の実施方針

- ・ 点検・診断の結果、ひび割れなどの、緊急又は重大な不具合箇所等が発見された場合、速やかに対策を講じる。

⑤ DXの推進方針

- ・ 人手不足が深刻化する中、施設の維持・補修を適切に行っていくため、新技術の活用等による効率的な点検など必要に応じた対策を検討する。

⑥ 地域材利用の推進方針

- ・ 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、改修や維持管理における仮設資材等への木材利用を推進する。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 農林水産部森との共生推進室が点検結果や補修履歴等の施設情報を収集・蓄積して、次回の点検に生かすため、施設情報の一元管理に取り組むなど必要な対策を適切に実施する。

施設類型： 漁港施設

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

県が保有する漁港施設は、漁港と漁港海岸保全施設に分類される。漁港は長洲漁港など11漁港(682施設)、漁港海岸保全施設は蒲江漁港海岸など8漁港海岸(127施設)となっており、令和5(2023)年度末現在の保有状況は以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】漁港施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
漁港	水域、外郭、係留施設など	施設	682	84.3%
漁港海岸保全施設	海岸保全施設		127	15.7%
計	—		809	100.0%

【ア 漁港施設（漁港）】

漁港は、防波堤、岸壁、道路などで構成されており、令和5(2023)年度末現在の保有状況は以下のとおりとなっている【表1-1】。

【表1-1】漁港施設（漁港）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
水域施設	泊地、航路など	施設	42	6.2%
外郭施設	防波堤、護岸、堤防など		305	44.7%
係留施設	岸壁、物揚場など		255	37.4%
輸送施設	道路、橋梁及びトンネル		80	11.7%
計	—		682	100.0%



小祝漁港



松浦漁港

【イ 漁港施設（漁港海岸保全施設）】

漁港海岸保全施設は堤防、護岸、防潮堤などで構成されており、令和5(2023)年度末現在の保有状況は以下のとおりとなっている【表1-2】。

【表1-2】漁港施設（漁港海岸保全施設）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	施設数	
				構成比
海岸保全施設	堤防、護岸、突堤など	施設	127	—



長洲漁港海岸



蒲江漁港海岸

② 現状・課題

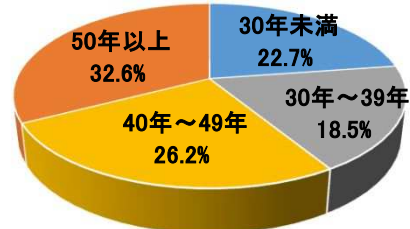
【ア 漁港施設（漁港）】

令和5(2023)年度末現在において、既に竣工後50年以上経過している漁港は全体の32.6%を占めており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-1】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過している漁港は460施設となり、全体の67.5%を占めることが予測される【表3-1】。このままさらに経年劣化が進むと、老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

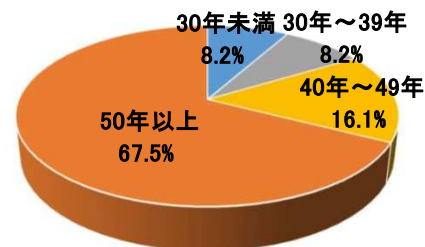
【表2-1】 漁港施設（漁港）の経過年数〔令和5(2023)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	155	22.7%
30年～39年		126	18.5%
40年～49年		179	26.2%
50年以上		222	32.6%
30年以上			77.3%
40年以上			58.8%



【表3-1】 漁港施設（漁港）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	56	8.2%
30年～39年		56	8.2%
40年～49年		110	16.1%
50年以上		460	67.5%
30年以上			91.8%
40年以上			83.6%



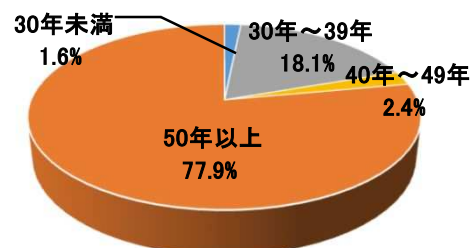
【イ 漁港施設（漁港海岸保全施設）】

漁港海岸保全施設は高度経済成長期に建設された施設が多く、建設後の時間経過に伴って老朽化が進行し、改良・更新すべき時期を迎えた施設が増加している。令和5(2023)年度末現在、既に竣工後50年以上経過している施設は99施設あり、全体の77.9%を占めている【表2-2】。

令和22(2040)年度末には、築50年以上経過している施設は122施設となり、全体の96.1%を占めることが予測される【表3-2】。このままさらに経年劣化が進むと、老朽化の弊害が顕著化し、安全性の確保など、施設の機能維持に多大な労力と財源が必要となる。

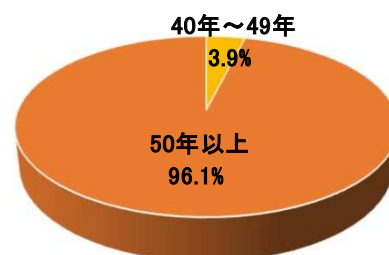
【表2-2】 漁港施設（漁港海岸保全施設）の経過年数〔令和5(2023)年度末現在〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	2	1.6%
30年～39年		23	18.1%
40年～49年		3	2.4%
50年以上		99	77.9%
30年以上			98.4%
40年以上			80.3%



【表3-2】 漁港施設（漁港海岸保全施設）の経過年数〔令和22(2040)年度末予測〕

経過年数	単位	施設数	
			構成比
30年未満	施設	0	0.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		5	3.9%
50年以上		122	96.1%
30年以上			100.0%
40年以上			100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・ 施設の供用期間中において、施設の性能が要求性能を下回ることがないように、ストックマネジメントを導入し、計画的に維持管理・更新等を実施することで、施設の長寿命化に努める。
- ・ 戦略的な維持管理を行い、これまでの事後保全型維持管理から予防保全型維持管理への転換を進める。

② 点検・診断等の実施方針

- ・ 漁港については「水産基盤施設機能保全計画策定の手引き（水産庁）」や「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン（水産庁）」を、漁港海岸保全施設については「海岸保全施設維持管理マニュアル（水産庁）」に基づき、施設の点検を行う。
- ・ 日常的な点検を年に1回行うとともに、現行の個別施設計画の見直しを5～10年の間隔で適切に行うことで、施設の適切な維持管理に努める。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 個別施設計画に基づき、適切な時期に補修工事を行う。
- ・ 漁港については、施設の影響度や利用形態を考慮し、機能保全レベルを設定した上で補修時期や頻度を設定する。
- ・ 漁港海岸保全施設については、施設の特性等に応じ、所定の防護機能を確保することを目標に、予防保全型維持管理施設として適切な管理を行う。なお、補修工事の時期や内容は、ライフサイクルコストを踏まえて最適なシナリオを設定する。

④ 安全確保の実施方針

- ・ 日常的な点検を年に1回行うが、施設の重大な機能低下が発見された場合、必要に応じて現地で安全対策を講じるとともに、速やかに補修計画の検討を行う。水産庁と協議を行い、補修工事の実施に繋げる。

⑤ DXの推進方針

- ・ 人手不足が深刻化する中、施設の維持・補修を適切に行っていくため、新技術の活用等による効率的な点検など必要に応じた対策を検討する。

⑥ 地域材利用の推進方針

- ・ 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、改修や維持管理における土木資材等への木材利用を推進する。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 農林水産部漁港漁村整備課が各施設の情報を効率的・効果的に活用するため、施設情報をデータベース化し、一元管理を行うことで、施設の状況の可視化や補修費用の平準化に繋げる。

【参考】

※漁港(11漁港)：小祝漁港、長洲漁港、香々地漁港、竹田津漁港、亀川漁港、大分漁港、佐賀関漁港、臼杵漁港、保戸島漁港、松浦漁港、蒲江漁港
漁港海岸保全施設(8漁港海岸)：長洲漁港海岸、香々地漁港海岸、竹田津漁港海岸、佐賀関漁港海岸、臼杵漁港海岸、保戸島漁港海岸、松浦漁港海岸、蒲江漁港海岸

施設類型：	交通安全施設
-------	--------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

警察本部が管理する交通安全施設（交通信号機等）が対象であり、令和5（2023）年度末現在における保有状況は以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】交通安全施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
交通安全施設	交通信号制御機	台	2,205	—
	信号柱	本	8,128	—
	交通情報板	基	19	—
	交通管制システム（中央線変移装置）	個	1	—



交通信号制御機



信号柱



交通情報板



交通管制システム（中央線変移装置）

② 現状・課題

【ア 交通信号機（交通信号制御機）】

交通信号制御機（信号機を作動させる基幹装置）の更新基準は19年であるが、耐用年数を経過した交通信号制御機は約1.5%となっている【表2-1】。

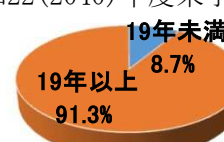
【表2-1】交通信号機（交通信号制御機）の経過年数（令和5（2023）年度末現在）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
19年未満	台	2,171	98.5%
19年以上		34	1.5%



【表3-1】交通信号機（交通信号制御機）の経過年数（令和22（2040）年度末予測）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
19年未満	台	191	8.7%
19年以上		2,014	91.3%

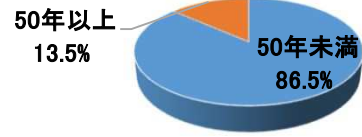


【イ 交通信号機（信号柱）】

信号柱の更新基準は鋼管柱50年、コンクリート柱42年であるが、耐用年数を経過した信号柱は約13.5%となっている【表2-2】。

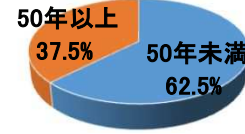
【表2-2】交通信号機（信号柱）の経過年数（令和5（2023）年度末現在）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
50年未満	本	7,034	86.5%
50年以上		1,094	13.5%



【表3-2】交通信号機（信号柱）の経過年数（令和22（2040）年度末予測）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
50年未満	本	5,084	62.5%
50年以上		3,044	37.5%

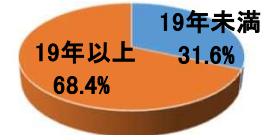


【ウ 交通情報板】

交通情報板の更新基準は19年であるが、耐用年数を経過した交通情報板は約68.4%となっている【表2-3】。

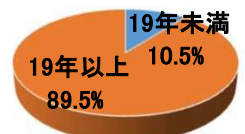
【表2-3】交通情報板の経過年数（令和5（2023）年度末現在）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
19年未満	基	6	31.6%
19年以上		13	68.4%



【表3-3】交通情報板の経過年数（令和22（2040）年度末予測）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
19年未満	基	2	10.5%
19年以上		17	89.5%



【エ 交通管制システム（中央線変移装置）】

交通管制システム（中央線変移装置）の更新基準は15年であるが、すでに耐用年数を経過している【表2-3】。

【表2-4】交通管制システム（中央線変移装置）の経過年数（令和5（2023）年度末現在）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
15年未満	個	0	0.0%
15年以上		1	100.0%



【表3-4】交通管制システム（中央線変移装置）の経過年数（令和22（2040）年度末予測）

経過年数	単位	施設数	
			構成比
15年未満	個	0	0.0%
15年以上		1	100.0%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・ 老朽化したコンクリート柱の鋼管柱への更新を促進する。
耐用年数を経過した鋼管柱については、柱補強工事による延命措置も検討しながら確実な更新に努める。

② 点検・診断等の実施方針

- ・ 点検等を計画的に実施し、交通安全施設の状態を確認するとともに、腐食、ひび割れ等の危険要素を早期に発見し、補修、更新、撤去等の必要な措置を執ることで、倒壊等事案の未然防止に努める。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 信号機の更新について、これまでの灯器、制御機、柱それぞれの単独工事ではなく、可能な限り同一工事とすることで工事費圧縮に努める。
今後維持管理が困難な一灯点滅式信号機その他の常に灯火の点滅を行っている信号機については、一時停止の交通規制その他の対策を講じつつ、原則、当該信号機を撤去するものとする。

④ 安全確保の実施方針

- ・ 耐用年数及び点検結果を総合的に勘案した更新計画を策定し、信号柱の倒壊や滅灯事案の未然防止を図る。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・ 耐震強度計算に基づく建柱計画の策定のほか、建設前の現場確認の徹底により地質的、環境的な問題も排除し、地震を直接の原因とする倒壊事案の防止を図る。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・ 交通環境の変化による交通需要を踏まえ、更新時期を迎えた信号機については、その必要性を検証し、不要であれば更新せずに撤去する。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 「どこへでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、バリアフリー法に基づき各市町村が指定する重点整備地区を中心に音響信号の整備改良を図る。

⑧ 脱炭素化の推進方針

- ・ 信号灯器については、消費電力が低く電球交換が不要なLED灯器へと更新を行い、ランニングコストの削減による温室効果ガスの削減を図るとともに、交通管制システムによる交通の円滑化、渋滞の緩和を推進し、自動車の二酸化炭素排出量の削減を推進する。

⑨ 民間活力導入の推進方針

- ・ 交通安全施設の維持管理については包括的な外部委託等を検討する。

⑩ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 警察本部交通部交通規制課が交通安全施設の状態について情報収集、集約を行い、交通安全施設の保安全管理を総合的かつ計画的に推進する。
- ・ ○ 実態に適合した交通規制を実施するための見直し
○ コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理及び必要性が低下した交通規制そのものの改廃を推進する。

施設類型：	企業局施設
-------	-------

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

企業局施設は電気事業として水力発電所、ダム、太陽光発電所の施設を有するほか、工業用水道事業として浄水場、導水路、送水路、配水路の施設を有しており、令和5(2023)年度末現在の保有状況は、以下のとおりとなっている【表1】。

【表1】企業局施設の保有状況

施設分類	主な施設	単位	数量	
				構成比
企業局施設	電気事業（水力発電所など）	箇所	15	—
	工業用水道事業（浄水場）	箇所	2	—
	工業用水道事業（導水路など）	m	84,116	—

【ア 企業局施設（電気事業）】

企業局の電気事業においては、昭和27(1952)年に運転開始した大野川発電所をはじめとする12の水力発電所、利水・治水機能を兼ねた多目的ダムである芹川ダム及び北川ダム、平成25(2013)年に再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）を活用して建設した松岡太陽光発電所など、各種施設を保有している【表1-1】。

【表1-1】企業局施設（電気事業）の保有状況

施設分類	主な施設	単位	箇所数	
				構成比
水力発電所	大野川発電所、北川発電所など	箇所	12	80.0%
ダム	芹川ダム、北川ダム		2	13.3%
太陽光発電所	松岡太陽光発電所		1	6.7%
計	—		15	100.0%

企業局施設（電気事業）の主な施設



水力発電所（北川発電所）



ダム（芹川ダム）

【イ 企業局施設（工業用水道事業）】

企業局の工業用水道事業においては、昭和33(1958)年～44(1969)年にかけて完成させた大津留浄水場を中心とする第1期事業から昭和43(1968)年～48(1973)年に完成させた判田浄水場を中心とする第2期事業、平成14(2002)年度に完成させた第3期事業、平成28(2016)年度に完成させた給水ネットワーク再構築事業などにより各種施設を保有している【表1-2】。

【表1-2】企業局施設（工業用水道事業）の保有状況

施設分類	主な施設	箇所	延長 (m)	
				構成比
浄水場	大津留浄水場、判田浄水場	2	—	—
導水路		—	7,601	9.0%
送水路		—	24,553	29.2%
配水路		—	51,962	61.8%
計		—	84,116	100.0%

企業局施設（工業用水道事業）の主な施設



浄水場（大津留浄水場）



浄水場（判田浄水場）

② 現状・課題

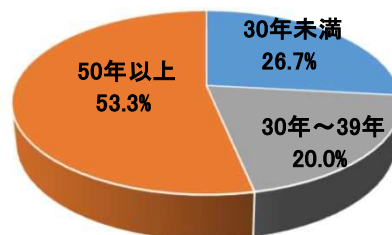
【ア 企業局施設（電気事業）】

現在、発電所リニューアル事業を推進しており、令和3(2021)年度に大野川発電所、令和5(2023)年度に別府発電所のリニューアル工事が完成、芹川第一発電所及び芹川第二発電所についてはリニューアル実施中であるが、令和5(2023)年度末現在で運転開始から50年以上経過した発電所やダムが8施設あり、運転開始から30年以上経過した施設も73.3%となっている【表2-1】。

今後の計画では発電所のリニューアルが進み、令和22(2040)年度末では運転開始から30年未満の施設が6発電所と増える一方、40年以上経過した施設も60.0%を占めることが予測されるため、引き続き着実な発電所リニューアル事業の推進を図る必要がある【表3-1】。

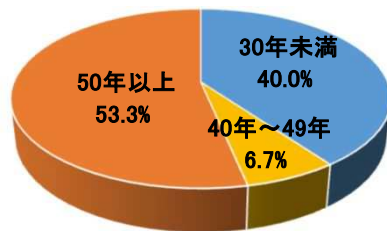
【表2-1】企業局施設（電気事業）の経過年数（令和5(2023)年度末現在）

経過年数	単位	箇所数	
			構成比
30年未満	箇所	4	26.7%
30年～39年		3	20.0%
40年～49年		0	0.0%
50年以上		8	53.3%
30年以上			73.3%
40年以上			53.3%



【表3-1】企業局施設（電気事業）の経過年数（令和22(2040)年度末予測）

経過年数	単位	箇所数	
			構成比
30年未満	箇所	6	40.0%
30年～39年		0	0.0%
40年～49年		1	6.7%
50年以上		8	53.3%
30年以上			60.0%
40年以上			60.0%



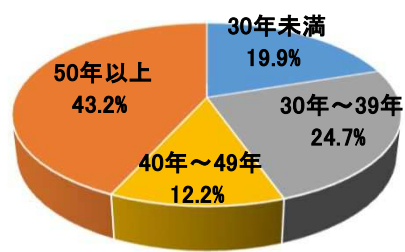
【イ 企業局施設（工業用水道事業）】

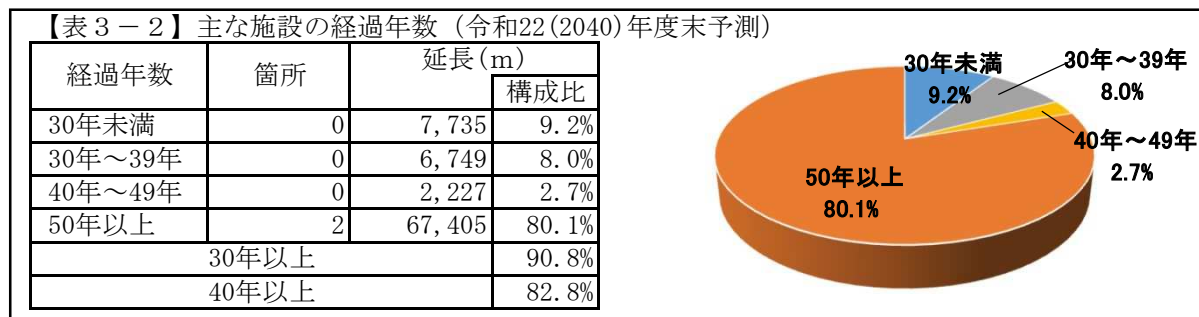
令和5(2023)年度末現在で浄水場は完成から50年以上が経過し、既に40年以上経過した導配水路などが55.4%、30年以上経過したものが80.1%となっており、施設の老朽化が進んでいる状況である【表2-2】。

令和22(2040)年度末では、完成から40年以上経過した導配水路等が全体の82.8%を占めることが予測されるため、老朽化調査及び適切な補修・更新を実施していく必要がある【表3-2】。

【表2-2】主な施設の経過年数（令和5(2023)年度末現在）

経過年数	箇所	延長(m)	
			構成比
30年未満	0	16,711	19.9%
30年～39年	0	20,759	24.7%
40年～49年	0	10,281	12.2%
50年以上	2	36,365	43.2%
30年以上			80.1%
40年以上			55.4%





（２）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・電気事業における発電所のオーバーホールについては、保安規程に基づき、10年～15年に1回の周期で水車発電機を分解し、消耗や劣化した部品の取替を行う。
- ・工業用水道事業における各種隧道については、平成28(2016)年度に完成した給水ネットワークを活用し、本格的な点検・補修を計画的に実施する。また、浄水場や管路についても調査や適切な補修・更新を実施する。
- ・その他施設については、アセットマネジメントを活用した「大分県企業局施設整備実施計画」に基づき、計画的な補修・更新を行い、長寿命化を図る。

② 点検・診断等の実施方針

- ・当該施設に係る各種技術基準・指針等に基づき、適切に実施する。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・アセットマネジメントを活用した「大分県企業局施設整備実施計画」に基づき、適切に実施する。

④ 安全確保の実施方針

- ・当該施設に係る各種技術基準・指針等に基づき、適切に点検補修を実施する。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・電気事業においては、南海トラフなどを震源とする大規模地震対策として、水路工作物の耐震照査を行い、今後の発電所リニューアル事業の計画等も勘案しながら、効率的・効果的に耐震化を図る。
- ・工業用水道事業においては、平成24(2012)年度に作成した「耐震化ロードマップ」に基づき、重要な構築物等の耐震化を計画的に実施する。

⑥ 脱炭素化の推進方針

- ・「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組の推進を図る。

⑦ DXの推進方針

- ・増加する老朽化施設の維持・補修を適切に行っていくため、スマート保安の導入やドローン等による効率的な点検など、新技術等の活用を推進する。

⑧ 民間活力導入の推進方針

- ・今後施設の大規模改修や維持管理においては、公共事業としての役割と経済性を両立するため、あらゆる可能性について検討を進めていく。

(1) 現状や課題に関する基本認識

① 対象施設

対象施設としては、平成4(1992)年開設の県立病院の本館（周産期医療センター、増築棟は後年に建設）、令和2(2020)年開設の精神医療センターが中心で、その他に三養院、エネルギー棟、職員宿舎、院内保育園、附属施設など病院機能を維持していくための関連する建築物があり、令和5(2023)年に重要設備を浸水対策設備棟へ移設。令和5(2023)年度末現在で、計10棟、約55千㎡となっている【表1】。

【表1】病院局施設の保有状況

施設分類	主な施設	棟数	延床面積(㎡)	
				構成比
病院本館	病院本館（周産期センター・増築棟含む）	1	42,582	77.8%
精神医療センター	精神医療センター	1	2,993	5.5%
三養院	三養院	1	845	1.5%
エネルギー棟	エネルギー棟	1	2,097	3.8%
職員宿舎	医師・看護師宿舎、医師宿舎	2	4,086	7.5%
附属施設	自転車置き場、バス停留所等	2	396	0.7%
保育園	院内保育園	1	367	0.7%
浸水対策設備棟	医療ガス設備、受水槽、非常用発電設備等	1	1,351	2.5%
計		10	54,717	100.0%



県立病院本館



県立病院精神医療センター

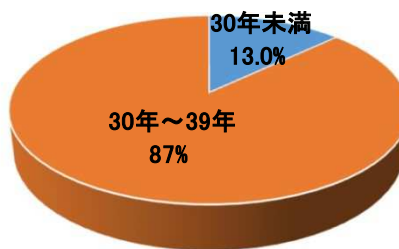
② 現状・課題

令和5(2023)年度末現在において、病院本館(増築分を除く)などが築30年を経過している【表2】。平成24(2012)年に劣化調査を行ない、平成27(2015)年度から令和2(2020)年度にかけて、病院本館の大規模改修工事を実施しているが、経年劣化により修繕費が増加している。

令和22(2040)年度末には、築40年以上経過した施設が延床面積比で全体の92.1%を占めることが予測されており、現在の状態で病院機能を維持するには、全面的な改修と多額の財源が必要となるため、早期に建替えを検討する【表3】。

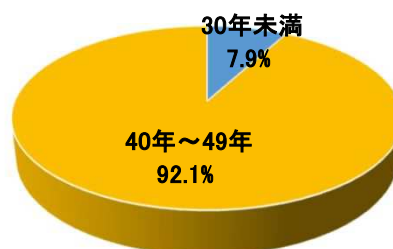
【表2】建築物の経過年数（令和5(2023)年度末現在）

経過年数	棟数	延床面積(㎡)	
			構成比
30年未満	3	7,097	13.0%
30年～39年	7	47,620	87.0%
40年～49年	0	0	0.0%
50年以上	0	0	0.0%
30年以上			87.0%
40年以上			0.0%



【表3】建築物の経過年数（令和22(2040)年度末予測）

経過年数	棟数	延床面積(㎡)	
			構成比
30年未満	2	4,344	7.9%
30年～39年	0	0	0.0%
40年～49年	8	50,373	92.1%
50年以上	0	0	0.0%
30年以上			92.1%
40年以上			92.1%



(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

① 長寿命化の実施方針

- ・ 病院本館が築30年を経過し、平成27(2015)年度から令和2(2020)年度に実施した大規模改修で、特に劣化が進んでいた設備等の更新を行ったが、それ以外の設備等の経年劣化も進み、更新時期を迎えている。
- ・ 受変電設備などは予防保全が重要だが、修繕工事を実施するには病院運営に支障をきたすため、大規模な修繕が難しく、実施する場合も通常施設と比べ多大な費用が必要となる。
- ・ 病院機能の劣化も考慮し、大規模改修は実施せず、部分改修による現行設備の延命措置を実施し、建築後50年までを目標に、長寿命化を図る。

② 点検・診断等の実施方針

- ・ 建築基準法に基づく点検を適切に実施するとともに、平成24(2012)年の病院本館について実施した劣化調査及び大規模改修工事の施工段階で判明した老朽化状況を踏まえ、主要な施設について県のマニュアルに基づき保全調査を実施する。
- ・ 施設管理者は、財産管理の責任者として、施設の建築年月日、構造、規模及び改修履歴等の情報を整理し、施設維持管理業務を通じ日常的に施設の性能状況を把握する。

③ 維持管理・更新等の実施方針

- ・ 基幹病院として求められる必要な医療機能を確保しておく必要があるため、日常的に点検及び施設維持のための修繕を実施する。
- ・ 上記①のとおり、建築後50年までは、現在の病院機能を維持しながら定期的に改修して長寿命化を図りながら、それまでの間、病院本館及び関連する施設の建替え等を検討するとともに、医師・看護師宿舎、医師宿舎、保育園については、利活用の状況を把握し、必要な改修時期を見極め、建替え等を検討する。

④ 安全確保の実施方針

- ・ 大規模改修工事で実施した内容を含む施設台帳を整理し、中長期の建物保全計画の老朽化対策に活用するとともに、緊急的な不具合個所の発生時に適切な修繕対応が可能となるようにする。
- ・ 修繕に際しては、病院の特殊性に留意し、徹底した危機管理に努め、医療安全の確保に万全を期するとともに、極力病院経営への影響を与えないように実施する必要がある。

⑤ 耐震化の実施方針

- ・ 病院本館を含めて現在の耐震化基準を満たしている。

⑥ 統合や廃止の推進方針

- ・ 病院本館以外の施設も病院機能を維持していく上で必要不可欠な施設であるため、現時点で統合や廃止は考えていない。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・ 大規模改修工事では患者の利便性に配慮し、患者動線と診療機能に配慮した外来エリアを再編するとともに、身障者トイレの増設や浴室のバリアフリー化、正面玄関ロータリーの乗降場所のバリアフリー化等を実施した。
- ・ 今後も、改修や修繕に当たっては患者の利便性や診療機能に配慮して実施する。

⑧ 脱炭素化の推進方針

- ・ 「第5期大分県地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進する。

⑨ DXの推進方針

- ・ 電子カルテや院内スマホ用Wi-Fi設備の全館整備、電子機器のインフラ統合(LAN)などを実施している。今後は入退室管理などセキュリティ関係の電子化を推進する。

⑩ 地域材利用の推進方針

- ・ 「大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」を踏まえ、病院施設として可能な範囲で、内装等の木質化での地域材の利用を推進する。

⑪ 民間活力導入の推進方針

- ・ 新設・更新の際にはPPP/PFI手法の導入を検討する。
- ・ 施設の維持管理においては包括的民間委託やESCO事業等を検討する。

⑫ 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

- ・ 病院局会計管理課が機械設備を中心とした建物設備台帳を完備し、中長期の建物の保全管理を総合的かつ計画的に推進し、施設の点検及び維持管理を一元的に管理する。

用語解説

○アセットマネジメント

資産管理（Asset Management）の方法のこと。例えば、道路管理においては、橋梁、トンネル、舗装等を道路資産と捉え、その損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法のこと。

○アンカー

ワイヤーロープ等を地中に固定させるための杭のこと。

○維持管理・修繕

施設、設備、構造物等の機能の維持管理のために必要となる点検・調査、補修、修繕などのこと。
なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。

○一般会計

地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅して計上した会計のこと。

○一般県道

主要地方道以外の県道のこと。

○インフラ施設

道路、橋梁、農道、林道、河川、港湾、漁港、公園、護岸、治山、上水道、下水道等及びそれらと一体となった建築物のこと。

○インフラ長寿命化基本計画

老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25 年 6 月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11 月にとりまとめられた計画のこと。この基本計画に基づき、国、自治体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の効率的な維持管理を実現することとしている。

○運動施設

野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、ゲートボール場その他これらに類するもの、及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫その他これらに類する工作物のこと。

○エプロン

空港で、旅客の乗降、貨物の積み降ろし、燃料補給及び整備点検等の駐機するための施設のこと。

○園路広場

公園内の通路及び広く開けた場所のこと（主な施設として舗装、階段などがある。）。

○大分県行財政改革推進計画

本県行財政改革の指針となる次世代の社会の姿を見据えた行政運営の仕組みづくりとなる計画のこと。

○大分県県有施設整備等基金

県有施設を整備し、又は改修するとともに県有施設の総合的かつ計画的な管理に関する計画を推進するために設置された基金のこと。

○大分県建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき、建築物における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向、建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、県が整備する公共建築物における地域材の利用の目標等を定めた方針のこと。

○大分県地球温暖化対策実行計画

本県の自然的・社会的条件を踏まえた温室効果ガス削減対策である緩和策と、気候変動の影響による被害を回避・軽減する適応策の取組を明らかにした計画のこと。

○大分県長期総合計画

県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政が目指すべき目的を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにした計画のこと。

○大分県福祉のまちづくり条例

高齢者、障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていくことを目的とした条例のこと。

○大分県立文化・スポーツ施設等整備基金

県立の文化施設、スポーツ施設等を整備し、もって未来を担う子どもたちの夢の実現に資するために設置された基金のこと。

○大型カルバート

幅員 5 m 以上を有する箱型の構造物のこと。

○オーバーホール

機械などを分解して点検や修理を行うこと。

○外郭施設

港湾区域内の水面の静穏を確保し、土砂の流入を防止し、港湾施設または港湾周辺地域の保護を目的とする施設のこと。

○改修

公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。(例) 耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

○開水路

水路断面の上方が開放されている水路のこと。

○管理施設

門、柵、管理事務所、倉庫、掲示板、標識、照明施設、水道、井戸、擁壁、発電施設その他これらに類する施設のこと。

○旧道敷

バイパスの整備等により国道、県道としての役割を終えた道路敷地のこと。

○休養施設

休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類する施設のこと。

○共通指針準拠型

維持管理計画を策定するに当たり、施設の規模、構造形式及び重要度等に応じて分類されたレベルのこと（共通指針準拠型は小規模な施設を対象とする。）。

○教養施設

植物園、野外劇場、体験学習施設、記念碑その他これらに類する施設のこと。

○躯体

建築物の骨組みなど、全体を構造的に支える部分のこと。

○係留施設

船舶を係留して、貨物の積み卸し、旅客の乗降に用いる施設のこと。

○健全度

定期点検及び必要に応じて実施した詳細点検等の結果に基づき、機能の低下、性能の劣化状況を評価した単位のこと。

○健全度調査

現地において、施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査の

こと。

○建築物

学校教育施設、文化施設、庁舎、病院等の建築物のうち、インフラ施設を除いたもの。

○公営事業会計

普通会計と同じく決算統計上において用いられる会計区分のこと。本県の場合、電気事業会計等の公営企業会計及び港湾施設整備事業特別会計等を統合して一つの会計としてまとめたもの。

○公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物のこと。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋梁等の土木構造物、公営企業の施設、プラント系施設等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。

○行動計画

計画的な点検や修繕等の取組を実施する必要性が認められる全てのインフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組方針のこと。

○更新

老朽化に伴い機能が低下した施設等を取替え、同程度の機能に再整備すること。

○固定資産台帳

固定資産をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産（道路、公園、学校、公民館等）について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載した台帳のこと。

○個別施設計画

施設を管理・所管するものが各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組等を踏まえた上で、必要事項を記載した行動計画のこと。

○コンクリートダム

コンクリートを主要材料とするダムのこと。

○財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものとして定められた指標のこと。

○財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の

健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準（早期健全化基準を超える基準）として定められた数値のこと。

○財政調整用基金

財政調整基金（地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金）に減債基金（地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金）を加えたもの。

○財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年間の平均値のこと。地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる。

○財務諸表

国が示した、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき作成する、①貸借対照表（BS）、行政コスト計算書（PL）、純資産変動計算書（NW）、資金収支計算書（CF）の4表のこと。

○シェッド

落石、土砂崩れから道路を守るため作られたトンネルに類似の形状の防護用構造物のこと。

○事後保全型維持管理

施設の老朽化が進行し、施設の有する機能が要求性能を下回る（または下回った）可能性がある段階で対策を講じること。

○施設類型

総体として一定の機能を果たす施設（構造物）の集合体をその機能により分類したもののこと。具体的には学校、道路、港湾、公営住宅等が考えられる。

○実質公債費比率

地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰入金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額（普通交付税が措置されるものを除く）に充当されたものの占める割合の過去3年度の平均値のこと。

○修景施設

植栽、花壇、噴水、彫像その他これらに類する施設のこと。

○主要地方道

その地域で主要な役割を担う都道府県道または市道のこと。

○将来負担比率

地方公社や損失補填を行っている出資法人等に係るものを含め、地方公共団体の一般会計等が将

来負担すべき実質的な負債が標準財政規模の何倍あるかを示す指標のこと。

○水域施設

船舶の航行または停泊のための施設のこと。

○ストックマネジメント

施設資産管理の方法のこと。明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら公共施設を計画的かつ効率的に管理すること。

○スマート保安

IoT や AI などの新技術を活用し、産業保安の安全性と効率性を高める取り組みのこと。

○早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況とその他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値のこと。

○高盛土

のり面段数2段以上の盛土のこと。

○単純更新

長寿命化対策を行わず公共施設等の耐用年数経過時に更新すること。

○地域一括発注

市町村の人員・技術力不足を補うために、市町村が実施する点検や診断を県が受託して行うこと。

○地方公会計

発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を活用した財務書類を作成、公表して県民等に対する知る権利の保障を通して、財政責任、会計責任を果たすこと。

○堤内

堤防によって洪水から守られている土地のこと。

○トータルコスト

中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計のこと。

○土工構造物

道路を建設するために構築する土砂や岩石等の地盤材料を主材料として構成される構造物及びそれらに附帯する構造物のこと。

○突堤

海岸浸食の防止、軽減及び海浜の安定化などを目的として設置する陸上から沖方向に細長く突出した堤防のこと。

○法枠

斜面上に格子状のモルタル・コンクリートを造成して、斜面を安定させる構造物のこと。

○廃棄物処理施設

廃棄物（建設発生土：建設工事で発生する土砂や汚泥）を適切に埋め立て処分するための施設のこと。

○樋門・樋管

排水路や支川が堤防を横断して川へ流れ込むように、堤防の中をトンネルで通り抜けるように設置した水路のこと。

○標準Ⅰ・Ⅱ型

維持管理計画を策定するに当たり、施設の規模、構造形式及び重要度等に応じて分類されたレベルのこと（標準Ⅰ型は利用上重要な鋼構造岸壁や栈橋、橋梁、トンネルなど、標準Ⅱ型は水域施設、外郭施設、その他の鋼構造岸壁や栈橋、一般的な重力式岸壁などを対象とする。）。

○標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額のこと。

○普通会計

地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なることから、全国の自治体における統一ルールに基づき財政状況を比較するために用いられる会計区分のこと。本県の場合、一般会計と特別会計のうち公営事業会計（電気事業会計等の公営企業会計及び港湾施設整備事業特別会計等）以外の会計（母子父子寡婦福祉資金特別会計等）を統合して一つの会計としてまとめたもの。

○便益施設

飲食店、宿泊施設、駐車場、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類する施設のこと。

○包括的民間委託

受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に業務を実施できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること。

○防潮堤

海岸背後にある人命や資産を波浪及び高潮から防護するとともに、陸域の浸食を防止することを目的として設置する施設のこと。

○溝橋

道路の下を横断する道路や水路等の空間を確保するために、盛土あるいは地盤内に設けられる構造物で、橋長 2 m 以上かつ土被り 1 m 未満のボックスカルバートのこと。

○遊戯施設

ぶらんこ、滑り台、砂場その他これらに類する施設のこと。

○有形固定資産減価償却率

保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのか把握するための指標のこと。

○ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインを意味しており、年齢や性別、個人の能力差、国籍など、さまざまな特性や違いを超えて、全ての人が利用しやすい、全ての人に配慮したまちづくり、ものづくりなどを行う考え方のこと。

○ユニバーサルデザイン 2020 行動計画

東京オリンピック・パラリンピックを契機として、ユニバーサルデザイン化・心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するためにとりまとめられた計画のこと。

○要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設のこと。

○予防保全型維持管理

施設の老朽化が進行し、施設の有する性能が要求性能を下回ることがない早期の段階で予防的な対策を講じること。

○ライフサイクルコスト

建築物や道路などの施設において、建設から維持管理、解体処分までの期間に要する費用のこと。

○旅客施設

車や人を乗り降りさせるための施設のこと。

○臨港交通施設

港湾から背後の幹線道路（国道、県道等）まで貨物等を円滑に輸送するための施設のこと。

○臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債のこと。

○ロックシェッド

落石、土砂崩れから道路を守るため作られたトンネルに類似の形状の防護用構造物のこと。

○ロックフィルダム

堤体の材料に岩石（ロック材）、砂利（フィルター材）、土（コア材）を使用しているダムのこと。

○DX

デジタル技術とデータを活用して、人々の生活をより良い方向に変化させること。デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。

○ESCO

省エネルギー改修により実現する光熱水費の削減分で、初期投資や管理経費などを賄う包括的サービスのこと。Energy Service Company の略。

○PDCAサイクル

効果的な管理や確実な改善に向けて行う、計画立案（Plan）→実践（Do）→検証（Check）→改善（Action）の段階的な活動の循環のこと。

○PPP

公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指す仕組みのこと。Public Private Partnership の略。

○PFI

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法のこと。Private Finance Initiative の略。

○ZEB

快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。Net Zero Energy Building の略。一次エネルギー消費量の削減状況に応じて、『ZEB』（100%以上）、Nearly ZEB（75%以上）、ZEB Ready（50%以上）、ZEB Oriented の4種類が定義されている。

○ZEH

年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとなることを目指した住宅のこと。Net Zero Energy House の略。